

令和4年第4回(定例)
須恵町議会会議録

令和4年12月2日

令和4年12月6日

令和4年12月9日

議会事務局

目 次

第 1 号 (12 月 2 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	7
議案第 59 号	8
議案第 60 号	9
議案第 61 号	10
議案第 62 号	11
議案第 63 号	11
議案第 64 号	12
議案第 65 号	12
議案第 66 号	14
議案第 67 号	14
議案第 68 号	16
議案第 69 号	17
議案第 70 号	18
議案第 71 号	19
報告第 4 号	20
散 会	20

第 2 号 (12 月 6 日)

議 事 日 程	20
本日の会議に付した事件	20
出 席 議 員	20
欠 席 議 員	20
議会事務局職員出席者	20

説明のため出席した者	21
開議宣言	23
2番議員 男澤 一夫	23
7番議員 百田 輝子	26
6番議員 川口 満浩	31
1番議員 白水 春夫	37
14番議員 今村 桂子	42
5番議員 藤野 正剛	50
7番議員 田ノ上 真	54
散会	64

第 3 号 (1 2 月 9 日)

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	66
議会事務局職員出席者	66
説明のため出席した者	67
開議宣言	68
議案第 59 号	68
議案第 60 号	69
議案第 61 号	70
議案第 62 号	71
議案第 63 号	72
議案第 64 号	74
議案第 65 号	74
議案第 66 号	77
議案第 67 号	77
議案第 68 号	78
議案第 69 号	80
議案第 70 号	81
議案第 71 号	82
議案第 72 号	83
委員会の閉会中の継続調査について	85
閉会	86

議 事 日 程 (第1号)

令和4年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第60号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第61号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第62号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第63号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第64号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第67号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第68号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第69号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第70号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第71号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 報告第 4号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告

- 日程第 5 議案第 5 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 2 号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 3 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 報告第 4 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（0名）

なし

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 課 長 補 佐	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舛 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

皆さん、朝からワールドカップ、サッカーがリーグ予選トップで上がりましてベスト16ということでございますけれども、その先を番狂わせで勝っていただきたいと思います。本当に今日は国民の皆さん全員、感動をもらってよかったなと思っております。

それと、今年最後の議会になりますけれども、非常にまたコロナの感染が高くなっておりまして、無事、この定例会が全員参加のもと終わることを望むところでございます。どうか健康管理には十分留意させていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、始めます。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

○議長（松山 力弥） 委員長、マスク取ってから。取って、また終わったら。

○議会運営委員長（三上 政義） 改めまして、おはようございます。

令和4年第4回定例会、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は13件、報告1件、町長諸報告3件、閉会中の組合議会報告1件でございます。

委員会付託につきましては総務建設産業委員会10件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会1件で、総務建設産業委員会付託の議案第62号及び議案第63号については、両常任委員会の協議により、文教厚生委員会も審査に参加する連合審査となっております。

なお、議案第64号及び議案第65号は、関連議案のため一括議題といたします。

会期は、本日12月2日から9日までの8日間。

本日、当初本会議。5日、午前9時から工事施工案件説明、終了後、予算審査特別委員会。6日、午前9時から一般質問、終了後、全員協議会。7日、午前10時から連合審査会、終了後、各常任委員会。9日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月9日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を、本日から12月9日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。

12月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員参加で開会できますこと、心から感謝と御礼申し上げます。

それでは、3件、町長報告させていただきます。

須恵町議会の議員報酬の見直しについて

まず、始めに、須恵町議会の議員報酬の見直しについてでございます。

9月議会の町長報告において申し上げておりました須恵町議会の議員報酬の見直しについてでございますが、去る10月24日に須恵町特別職報酬等審議会に議員報酬改定の是非について諮問をいたしました。

須恵町民6名で構成された委員による須恵町特別職報酬等審議会において慎重に審議を行っていただきました結果、より優秀な人材を確保し、議員活動を保証する十分な額とする必要があることから、須恵町議会議員の議員報酬額の引上げは妥当であると判断され、改定の総額は町民感情を考慮し、町の大きな財政負担とならない範囲での増額との答申をいただきました。

内容につきましては、連合審査会において御説明申し上げますので、審議方よろしくお願いいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種状況について

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種状況についてでございます。新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株に対応した2価ワクチンの接種が開始されております。

このワクチンは、初回接種、1回、2回接種を完了した12歳以上の全ての方が対象で、1人1回接種することができます。須恵町の対象者は約2万1,000人で、現在、約5,300人の

接種が完了しており、接種率は約25%となっております。

接種券は、最後の接種から3か月が経過した接種可能な方から順次発送しており、11月末現在で約1万9,000人への発送が完了しております。まだ接種券が届いていない方は接種が可能になる時期に発送いたしますので、今しばらくお待ちいただきたいと考えております。

今まで接種券の再発行は窓口または郵送、電話での申請受付でしたが、利便性の向上のためLINEでの申請ができるようになりました。再発行が必要な方はぜひ御利用いただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、これまでの2年間、年末年始に流行しており、またこの冬については季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。こうしたことを踏まえ、オミクロン株対応ワクチンは重症化予防効果が従来株ワクチンを上回るとともに、今後の変異株に対しましてもより効果が期待されておりますので、できるだけ早い時期に接種をお願いしたいと考えております。

今後も国の方針に従い、医療機関の御協力をいただきながら、安心して暮らせる日常が迎えられるようにこの事業を推進してまいります。

スマホお助け窓口の開設について

最後に、スマホお助け窓口の開設についてでございます。本年の9月議会におきまして補正予算を計上させていただいた内容でございます。

この窓口は、役場の1階ロビーで11月7日から来年の3月13日まで、毎週月曜日に開設するもので、カメラやメール、LINEやインターネットにキャッシュレス決済など、スマートフォンの操作に関することなら何でも予約不要、無料で、人に気兼ねすることなく専門のスタッフにマンツーマンで相談できる窓口でございます。この窓口の設置に取り組んだきっかけは、社会における急速なデジタル化の進展でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が要因となって、テレワーク、キャッシュレス決済、インターネットショッピング、オンライン会議など、経済、生活、働き方は大きく変化してきております。

政府は新型コロナウイルス感染拡大の対応によって、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、様々な課題が明らかになったことを受けて、令和3年9月からデジタル庁を創設して社会のデジタル化を全力で進めております。

しかしながら、皆様御存じのとおり、我が国にはかなり前から社会問題として取り上げられておりますデジタルデバイドという問題があります。これは一般的に日本語で情報格差と訳される言葉で、パソコンやインターネットなどの情報通信、IT技術の恩恵を受けられる人と受けられない人の間に生じる格差のことを表しています。特に年齢の相違による情報格差、高齢者のデジ

タルデバイス問題は超高齢化社会を背景に特に問題視されてきているところであります。

このような社会情勢の中、国はマイナンバーカードの普及を促進するとともにキャッシュレス決済の利用拡大、消費喚起を図るためにマイナポイント第2弾を開始いたしました。マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座の登録によって最大2万円のポイントがもらえるもので、スマートフォンやパソコンから申請しますが、申込みのための操作はスマートフォン操作に詳しくないとなかなか難しく、申請サポートを受けるためには住民課窓口で毎日20名以上の方が現在お見えになっており、職員のサポートを受けておられます。

世の中の便利なサービスの多くはスマートフォンを使ったものになってきており、キャッシュレス決済、オンライン手続など、スマートフォンを使って生活の利便性を向上させることができるデジタルサービスは今後ますます拡大する見込みでございますが、スマートフォン操作に不慣れであることから、これらのデジタルサービスを十分活用できてない方が社会には多数存在していると思われると思います。

政府は、デジタル活用で目指す社会を、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残されることがない多様な幸せが実現できる社会としています。社会全体のデジタル化が進められる中、高齢者をはじめとした誰もがデジタルを活用できる社会を実現することこそが重要でございます。そのため、民間企業や地方公共団体など、デジタル活用に不安のある高齢者等のデジタル活用支援に向けて社会全体で取り組む必要があると考えております。

誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進するため、スマホお助け窓口のような住民の方々に対するデジタル活用支援を今後も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより、町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 改めまして、おはようございます。

令和4年11月29日火曜日に行われました第4回11月粕屋南部消防組合議会臨時会について報告いたします。

消防組合臨時議会の議事日程は、お手元の資料のとおりでございます。

議案第15号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例（昭和48年粕屋南部消防組合条例第12号）の一部を改正する条例の制定については、令和4年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律（令和4年法律第81号）が交付されたため、本消防職員の給料月額及び諸手当の改正を行うもので、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例第24条第2項第1号中「100分の95.0」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に改めるとし、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決されました。

報告第1号専決処分の報告について（専決第1号）。

法律上組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関することで、環境整備中、草刈り機で作業していたところ小石が飛散し、駐車場に駐車中の車両に損害を与え、損害賠償を行ったもので、損害賠償額1万1,309円については、損害賠償保険により全額支払われる旨の報告があり、全員賛成で承認されました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第4回11月粕屋南部消防組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第64号及び議案第65号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律等が令和5年4月1日から施行さ

れることに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例は、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、関連する9つの条例の改正と1つの条例を廃止するものでございます。

改正の主な内容は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は、給料の水準を60歳時点の7割とすること、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年について6級及び5級の職にあった職員の降任先として4級の職務に新たに指導官の職を追加すること、定年前、再任用短時間勤務職員の規定を追加すること、再任用制度の廃止されることに伴い、須恵町職員の再任用に関する条例を廃止すること、地方公務員法の一部改正に伴い条項ずれが生じる箇所を整備するなどでございます。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。また65歳定年が完成するまでの間、定年の段階的引上げ期間中の暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員についての定義、給与に関する経過措置などを定めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。この条例は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、高齢者部分休業の承認、条例で定める年齢、高齢者部分休業取得中の

給与の減額、承認の取り消し、休業時間の短縮、休業時間の延長など、必要な事項を定めるものでございます。

附則の第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

附則第2項は、この条例が制定されることにより、須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第4条第3項に高齢者部分休業を承認した時間について任期を定めた短時間勤務職員を採用できる規定を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律等が令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の条例改正の主な内容は、職員の定年年齢を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳とする規定の改正、管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制の新設により60歳を超える職員は非管理監督職4級へ降任する規定の整備、60歳以後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制の規定の整備、翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認制度に関する規定の整備などです。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。また、勤務延長に関すること、定年退職者等の再任用に関することなどの経過措置についても規定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託した

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。公職選挙法施行令の改正に準じまして、選挙公営に要する選挙運動用自動車の借入れ、選挙運動用自動車の燃料、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の経費に係る限度額の引上げを行うものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。

附則の第2項で、この条例の規定はこの条例の施行の日以後に告示される選挙について適用し、条例の施行日の前日までに告示された選挙については従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、住民の代表者としての議会議員について議会力向上を図るための議員報酬の見直し及び特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じまして町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、まず特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、町議会議員の期末手当について年間0.05月引上げを行います。また、議員報酬の見直しについて、月額報酬を議長34万6,000円から37万9,000円に、副議長28万3,000円から31万円に、常任委員長27万1,000円から29万7,000円に、議会運営委員長27万1,000円から29万7,000円に、議員26万4,000円から28万9,000円に改正しようとするものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。ただし、第2条の規定で期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは令和5年4月1日からとし、議員報酬の見直しについては改選後の令和5年5月1日からとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は令和4年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第64号

日程第11. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、令和4年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、特別職、町長、副町長、教育長の期末手当について年間0.05月引上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。ただし、第2条の規定、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは令和5年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は令和4年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしています。

次に、議案第65号一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、令和4年8月8日の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、職員の勤勉手当について年間0.1月引上げ、再任用職員については年間0.05月引上げを行うものです。

また、若年層職員に重点を置きながら給与月額を平均0.3%に引き上げるため、給料表を改定し、令和4年1月1日から適用をいたします。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定、勤勉手当の支給割合を100分の100、再任用職員は100分の47.5とするのは令和5年4月1日からとします。

第2項で第1条の規定、勤勉手当の支給割合を12月に支給する場合は100分の105、再任用職員は100分の50とするのは令和4年4月1日から施行するとしています。同じく新しい給料表の適用も令和4年4月1日からとします。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は改正前の条例の規定による給

与の内払とみなすとしています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第64号及び議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号及び議案第65号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、自治体業務多様化とともに一層の専門性の向上が求められている監査委員に対し、報酬の見直しを図りその職務にふさわしいものとするため当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正の内容は、現行職見を有する監査委員の報酬年額40万円を年額50万円に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第67号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第67号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億6,966万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の変更は第2表地方債補正による。第3条で債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いします。まず、歳入からでございます。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は施設型給付費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費国庫負担金で5,250万1,000円の増額補正、2項国庫補助金はマイナポイント事業国庫補助金、教育対策総合支援事業費国庫補助金で901万7,000円の増額補正、15款1項県負担金は施設型給付費等県負担金、障害者自立支援給付費県負担金や障害児入所給付費県負担金で2,625万円、2項県補助金はこども医療費県補助金やひとり親家庭等医療費県補助金、農地農業用施設災害復旧費県補助金などで2,512万8,000円の増額補正、16款2項財産売払い収入は不動産売払い収入で4,353万円の増額補正、17款1項寄附金は篤志寄附金、まち・ひと・しごと創生推進寄附金などで667万4,000円の増額補正、19款1項繰越金は前年度繰越金6,563万8,000円を増額補正、21款1項町債は道路改良事業債及び農用地施設災害復旧事業債で900万円を増額補正しております。

続いて、3ページ、歳出でございます。今回の補正は、まず各費目全体としまして、人事異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正として2款1項総務管理費は財政調整基金積立金などで5,739万5,000円の増額補正、2款4項選挙費は県議一般選挙費及び町議会議員選挙費610万3,000円を増額補正、3款1項社会福祉費は国民健康保険特別会計繰出金や重度障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、障害者支援費、自立支援給付費の増加により1億4,694万4,000円の増額補正です。3款2項児童福祉費は新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金や保育実施負担金、こども

医療費などで2,872万8,000円の増。6款1項農業費は農業施設整備事業などで190万6,000円の増額補正。8款5項下水道費は公共下水道事業特別会計繰出金1,017万円の減額補正。

4ページをお願いします。10款3項中学校費は中学校施設整備維持管理事業などで110万1,000円の増額補正。11款1項農林水産業施設災害復旧費は時間外手当及び旧柱田ため池災害復旧工事請負費で930万円の増額補正でございます。

続いて5ページをお願いします。第2表地方債補正1変更で2件ございます。道路改良事業債限度額1,040万円を1,100万円に変更。農林水産業施設災害復旧事業債、限度額40万円を880万円に変更です。記載の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正1追加で10件ございます。県議会議員一般選挙及び町議会議員一般選挙関連につきましては、期間令和4年から令和5年度まで、その他6件は4月の当初からの契約となり3月までに入札等契約の相手方を決定する必要があるため今回、追加するものでございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第67号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

日程第14. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,932万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,088万5,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の、2ページをお願いいたします。

まず、歳入です。5款1項他会計繰入金1,932万5,000円の増額は、給与費等繰入金の増額と交付金の過大交付金返還によるその他一般会計繰入金の増額等によるものです。

続きまして、3ページ歳出でございます。1款1項総務管理費4万5,000円の増額補正は、決算見込みによる需用費と委託料の増額です。

4項過年度納付金分10万8,000円の増額補正は、実績による精算でございます。

6款2項特定健康診査等事業費21万円の増額補正は、決算見込みによる役務費と委託料の増額です。

8款1項償還金及び還付加算金1,896万2,000円の増額補正は、令和3年度普通交付金と特別交付金の過大交付分返還によるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第69号

○議長(松山 力弥) 日程第15号、議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長(百田 敦) 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の

1 ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正にそれぞれ10万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億989万9,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。次の2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款1項他会計繰入金10万1,000円の減額補正は、決算見込みによる事務費繰入金の減額です。

続きまして、歳出です。3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費10万1,000円の減額補正は、決算見込みによる人件費の減額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和4年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,017万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,483万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。5款1項他会計繰入金、補正額1,017万円の減額補正は一般会計繰入金の収支調整による減額です。

3ページをお願いいたします。歳出です。1款1項総務管理費、補正額103万円の減額補正

は人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費、補正額914万円の減額補正は人事異動に伴う職員人件費の減額です。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第71号令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款第1項営業費用、補正額273万1,000円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。第3条、予算第6条を第7条とし、第5条を第6条に繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。債務負担行為第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、検針業務委託、期間、令和5年度から令和9年度まで、限度額、7,090万円。事項、自動車損害保険料、期間、令和5年度、限度額、19万円。これは、令和5年4月当初からの契約となり3月末までに入札を行い契約の相手方を決定する必要があるため、今回、追加するものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付

託します。

日程第18. 報告第4号

○議長（松山 力弥） 日程第18、報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第2号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

令和4年9月22日午後5時ごろに、本町職員が水道メーター交換のため須恵町大字植木2024番地に訪問し、作業終了後の帰庁する際に入り口のコンクリートブロックに公用車の左フロントバンパーが接触し、コンクリートブロックを破損させた事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。損害賠償の額は3万3,000円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。事故の原因としましては、運転手の前方確認の不十分であったため発生したものでございます。この事故に伴います須恵町の過失割合は判例に基づきまして10割、コンクリートブロック修理代金等の全額3万3,000円を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。賠償金につきましては、須恵町が加入しております公用車自動車損害保険で全額を賠償しております。今後におきましては、このような事故がないように職員の安全運転の徹底をいたしまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は12月6日午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時59分散会

令和4年 第4回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和4年12月6日(火曜日)

議 事 日 程 (第2号)

令和4年12月6日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	百 田 輝 子
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員(0名)

なし

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

その前に、皆さんも寝不足の方がおられると思いますけれども、日本代表がクロアチアと互角に戦ってくれて、最後に残念に勝負は負けましたけれども、本当に感動を与えてくれて感謝申し上げます。

そういうことで、今日、本日傍聴には商工会女性部の方が来ておられますので、最後まで今日は人数が今までない7人でございますので、最後までお付き合いいただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は議員申し合わせにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） おはようございます。2番、男澤一夫です。通告に従い、飼い主のいない猫との共生について質問いたします。

数年前より、町民から自宅の周辺に猫のふんが散乱して大変困っている、といった相談が続いています。

無責任に、野良猫に餌やりを行っている人への対策はどうなっていますか。

無責任な餌やりで近隣住民のトラブルにならないように、猫と人との共生を目指して解決する、地域猫活動に取り組んでいる人たちの活動全般について伺います。

（1）令和元年9月に要綱ができて以降、20行政区の中で飼い主のいない猫のトラブルによる問い合わせや要望が、いくつの行政区から何件ありましたか。

（2）飼い主のいない猫が増えている要因をどのように考えておられますか。

（3）無責任に野良猫に餌やりを行っている人への対策を伺います。

（4）地域猫活動をされている団体が須恵町にいくつありますか。

（5）地域猫活動の活動全般を伺います。

（6）令和元年9月要綱設置から、捕獲、不妊去勢手術を何匹実施されましたか。

（7）今後の新たな対策があれば、それについて伺います。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。はい、平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） おはようございます。それでは質問要旨に沿ってお答えをさせていただきます。

令和元年以降、飼い主のいない猫についての相談件数は、10行政区16件となっております。飼い主のいない猫が増えているか、調査を行ったことはありませんが、餌を与えている人、飼い猫を捨てる人がいるため、猫に起因する生活環境被害の要因となっているのが実情でございます。

餌を与える人が特定できれば、地域振興課職員が出向き、事情説明を行い、餌を与えないようお願いをしておりますが、それでも変化が見られない場合は、粕屋保健福祉事務所の職員と合同で指導を行っております。

須恵町の地域猫活動団体は登録団体が11団体、現在でも活動されてある団体は7団体となっております。

地域猫活動とは、須恵町地域猫活動支援事業実施要綱にも定めておりますが、飼い主がいない猫を増やさないために繁殖制限を施したり、きちんと餌を与えたり、トイレの設置や掃除をして管理と見守りをする活動が地域猫活動で、最近ACジャパンのテレビCMでも放映されております。

須恵町地域猫活動団体により、令和3年度までに34頭の不妊去勢手術を行っていただいております。

飼い主のいない猫に関する問題の解決策は、動物の愛護及び管理に関する法律と併せて考えなければならず、今のところ地域猫活動に頼らざるを得ません。

この活動は、須恵町的生活環境被害の軽減を図ることからも重要であることから、新たな支援策を模索してまいりたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 今答弁いただきまして、指導内容をまず具体的にどういうものがあるのかを伺いたいのと、また実際に今、地域猫活動されている方の意見を聞いたんですけど、実際は捕獲して不妊去勢手術して、また元の場所に戻すというところまでできるんですけど、先ほど言われました、餌やりの管理とまたふんの管理等が、実際はもうできてないというのが実情だということを、おっしゃっていました。

それで、実際に活動されている方の意見からすれば、例えば、餌をやる人にふんの処理まではやっていただきたいような指導ができないだろうかという意見も頂いています。

また、地域猫の手術の券を発行されて、役場のほうで発行してもらっていると思うんですけど、そのもともと余裕を見て、15頭ぐらいかなと思って、3頭ほど余分に申請するんですけど、実際はもっと残り3件になって、もっと本当は足りない状態があると、そのときに、追加発行してもらおうと思っても、なかなかすぐ追加発行がしていただけないような現状があるみたい伺っております。

そのところを少しく円滑にできないものだろうかと思います。

あと、実際活動されている方は、やはり自営業の方なんです。サラリーマンではちょっと厳しいと思いますので、自宅に仕事しながら空いた時間に、猫を捕獲したりとかいう作業されています。

その活動費というのは、全く出てないので、まあこれは町なのか、区なのか分かりませんが、そういうところの補填も何か必要なのかなと考えております。

あと、捕獲して猫を連れて行く病院に連絡して予約をするんですけど、予約してもすぐ手術ができないと、例えば2週間後とか、3週間後とかいう形のお返事を頂くそうなんです。そうなってくると、捕獲するとその期間、自分のほうが預かっておかないといけないので、なかなかそのタイミング的に、ジャストタイムで、そこに持っていくことが難しいというようなことを言われておりました。

そういうことを考えると、須恵町と例えば提携するとか、協力していただくようなそういう動物病院があれば、一番助かるのかなと思う。ちょっとこれは難しいかもしれないですけど。そのように思います。

それと、あとほか自治体のところを調べてみたんですけど、猫よけ機の貸出しを行っているような自治体もあるようなんです。試験的に2週間ほど貸出しをして、そしてその効果があるようであれば、御自身で購入していただく。そのようなシステムを取っているような自治体もありますので、もし効果があるようであれば、また調べて調査していただいて、制度づくりを検討していただけないでしょうかということです。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この猫の問題というのが、私、役場へ入ったとき、福祉課において、福祉課の中に衛生があったんです。

そこで、年に何回か捕獲さきを、今捕っちゃいけないようになっているので、なかなかそのあたりの動物愛護の絡みで、行政が動きづらい状況にあることは間違いありません。

ただ、今回御質問頂いたからではないんですけども、担当課を通して20行政区の区長さん方と、まず理事会にお諮りする必要があるかと思っておりますけれども、この問題を議案提起させていただいて、20行政区の現状を把握した上で、こういった要望があるのか確認していきたいなと思います。

併せまして、その後、担当課と須恵町の猫活動団体、今現在7団体でございますけれども、積極的に動いてもらうためには、こういった形がいいのかという話合いを持たせました上で、今御提案いただいたいろんな問題を提起して、予算措置が必要であればやるし、病院関係ではなかなか、7団体の方々が直接病院に電話かけても、すぐは無理ですというのは、これ当たり前の話で、

ですからそのあたりも、7団体の方々といつ捕獲するのかとか、病院関係をどこに特定するのかとか、そういったこともきちんと担当課のほうで、システムを構築した上で、より活動しやすい環境をつくっていかないことには、これ解決しないのかなと思っております。

ですから、今言ったのが私の考え方なんですけれども、なかなか今、動物愛護の関係で、行政があまり強権発動すると、こっちのほうがやられるような時代になってしまっていて、非常に取扱いが難しいんですけれども、まずは区長さん方とお話しした上で、その後、7団体とお話しして、担当課のほうで、しかるべき措置、財政措置が必要であればやって。

不妊手術の分についても、それも当然やらんといかんことですが、実態を把握した上で、この予算措置してまいります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 今、町長より大変前向きな答弁いただきまして、実際困っている方も、少しは気が楽になるんじゃないかなと思います。

実際、やっぱり被害を受けている方は、ものすごく感情的に、ものすごく嫌なんです。

餌をやっている方は、よかれと思ってやっているところがありまして、その辺の温度差がものすごくあるものですから、なかなかおっしゃるように、難しい問題と、私も考えてはおります。

実際に餌をやっている方にお話を伺って、自分の家の周りだけはふんの処理はしているらしいんです。じゃあほかのところのふんはどうするんですか、黙ってらっしゃいます。だから実際自分も迷惑かけてるかなというのは、少しは自覚はあるのかなと思いますので、その辺、おっしゃられるように、指導をうまくやって理解いただけるような方向に持って行って、多分この問題は一、二年で片付ける問題はないと思います。長いスタンスかかると思いますので、長いビジョンで、見守っていききたいなと思いますし、私も関心も向けていますので、これからよろしく願いします。

以上で、質問を終わります。

.....

○議長（松山 力弥） 7番、百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） おはようございます。7番、百田輝子です。通告に従いまして、質問させていただきます。

先日の町長報告で、町長のお考えはお伺いしておりますが、いま一度高齢者へのスマホの支援についてお聞きしたいと思います。

2025年に向けて、後期高齢者の方が急増中でありまして、須恵町におきましては、現在の高齢化率は28%ぐらいと考えられます。2025年を迎えると、団塊の世代全てが後期高齢者と

なるため、後期高齢者の世帯主が急増すると予想されております。

現在デジタル化が進展していますが、その一方で、高齢者が加速するデジタル社会から取り残されないようにすることが課題となります。

身近なところでスマホが多く利用されており、デジタル化が進むとスマホを使える人と使えない人、スマホを持たない人も多く見受けられ、そこには情報格差が生じます。

また最近まで、私はこの言葉を知りませんでした。補足となりますが、インターネットやコンピューターを使える人と、使えない人の間に生じる格差のことをデジタル・デバイドというそうです。

そして今後の高齢者のスマホを使えない問題としまして、1つ目が高齢者のデジタル・デバイドは、社会的な孤立を生み出してしまうことも考えられます。

家族や友人とのコミュニケーションにおいても、スマホなどデジタルツールの使用が当たり前となっております。デジタルデバイスを使いこなせない高齢者にとって、社会とのつながりがなくなるおそれもあります。

2つ目は、災害や緊急時においては、デジタル機器は命綱ともいえるライフラインです。緊急性の高い情報に関しても、スマホやパソコンなどからすぐに得られます。一方で、デジタル・デバイドが起きている高齢者層では、デジタルデバイスからの情報取得が難しく、災害時において、避難の遅れが出てしまう可能性もあります。

3つ目は、将来電子決済が増えてきて、買物に困ることも出てくる可能性があります。少子高齢化が進んでいる現状で、日本国内でも、大手コンビニ、ファミリーマートでは、約1,000店舗の無人コンビニを2024年度末までに拡大する方針を明らかにしておりますと出ておりました。

デジタル化は生活を便利に、人を幸せにするため、なくてはならない道具です。私の身近にはまだまだ慣れないスマホに戸惑い、諦めている方も多くいらっしゃいます。

つきましては、スマホお助け窓口事業での問合せや参加状況と、2つ目はデジタル化における、スマホの高齢者への支援についてのお考えをお尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。住民課長、百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。高齢者へのスマホの支援につきまして、質問要旨に従いまして、回答をさせていただきます。

スマホお助け窓口事業におけるお問合せや参加状況についての御質問についてでございます。

スマホお助け窓口は、役場の1階ロビーで11月の7日から来年の3月13日まで毎週月曜日に開設しております。11月28日までに4回開設しており、55名の方に御利用をいただいております。

相談者の方は80歳代の方が36%、70歳代の方が27%、60歳代の方が18%と、特に御高齢の方に多く御利用いただいております。既に複数回御利用いただいている方もおられます。

窓口での主な御相談内容は、電話のかけ方、カメラの使い方や写真の保存の仕方、インターネットの使い方、町のホームページの見方、メールの使い方、地図の使い方、ラインの操作、文章のつくり方や写真の添付の方法、須恵町公式LINEの利用、マイナンバーカードに関すること、キャッシュレスの使い方など、多岐にわたっております。

御利用いただいているお客様からは、なかなか周囲に聞ける人がいない、高齢者同士で尋ね合っても、お互いに分からない、そういった状況があるので、このような相談窓口があると助かるとの声をいただいております。

デジタル化における、スマホの高齢者への支援についての考え方につきまして、お答えいたします。

議員が御質問をなされておりますとおり、我が国にはパソコンやインターネットなどの情報通信技術の恩恵を受けられる人と、受けられない人の間に生じる情報格差。一般にデジタル・デバイドと呼ばれる問題が、特に高齢者の方を中心に存在していると認識しております。

国によるマイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済の利用拡大のためのマイナポイント第2弾事業で、多くの高齢者の方にお手続のサポートを行う業務の体験から、高齢者がデジタルサービスの恩恵を受けるためには、社会の支援が必要であるということを感じまして、スマホお助け窓口を開設することといたしました。

国の指導により、行政手続におけるスマートフォンを使ったオンライン手続の導入が進みますし、民間におけるデジタルサービスもますます増加する見込みでございます。

町からの情報発信におきましても、即時性の高い行政情報の周知を図るため、ホームページや町の公式ラインを活用しておりますし、災害時など緊急性の高い情報は防災メールを配信します。特に災害時などの緊急時には、高い情報収集能力を持つことが命を守る適切な行動につながります。

多様化、高度化する情報の発信技術やデジタルサービスは、人が活用し初めて価値が生まれると考えます。高齢者を含めた誰もがデジタルを活用できる社会を実現するためには、デジタル活用に不安のある高齢者等のデジタル活用支援に、民間企業や地方公共団体など社会全体で取り組む必要があると考えます。

須恵町におきましては、役場住民課窓口でスマホお助け窓口を開設しており、第3小学校のコミュニティでもスマートフォン教室が開催されております。加えて介護予防教室でのスマートフォン教室の開催も検討しております。

誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進するため、高齢者に対するスマートフォン

の操作支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 今お答えいただきました、デジタル・デバイドの問題も既にお考えいただき、安心いたしました。

今後ですけれども、本町でもスマホお助け窓口を開始されておりますが、役場まで来れない方は、訪問での支援をしたりと、そういう形も今後進めていったほうがいいのではないかと考えております。

あと、インターネットで調べてみますと、高齢者がスマホやタブレットを利用していない理由についてというのが載っておりました。60歳以上において、自分の生活には必要ないと思っているから50%、どのように使えばよいか分からないから41%、今後の取組の方向性としましては、現状はスマホの使い方が分からず使いこなせていない高齢者を対象に行われています。

一方で、スマホやタブレットを利用していない高齢者の約半数が該当するデジタルに興味がない、必要性を感じていない、そういった高齢者に対する施策が手薄となっているのが現状だと思います。

そのため、解決に向けまして、町で行われている取組に加えて、デジタルデバイスに興味がない、必要性を感じていない方に対して、デジタルデバイスの利便性を知ってもらい、関心を持ってもらえるような施策が必要だと考えております。

ほかの自治体と比べるわけではありませんけれども、例えばこういう取組が行われているそうです。65歳以上でスマホを保有していない方を対象に、スマホを無料で貸し出すとか、町が定める条件に該当する助成対象者に対し、1人当たり上限5,000円の購入助成を行うなどがありました。

須恵町でも、こういう政策もあつたらいいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この件に、ITとか、DX問題については9月議会で、ある議員さん質問に対して、私の考えなどを若干述べさせていただいたんですけど、今回も百田輝子議員、白水春夫議員、今村桂子副議長のほうの質問も、私の考え方というのは、このデジタル化のことで少々お話しさせていただこうかなと思っています。

ですから、この件については、私は本当に積極的に取り組むべきが来ていると思います。ただ、このITとかDX問題というのは、この国自体が、コロナ前まで分かっていたのにほったらかしとった。

コロナになって、いろんな皆さんのほうに記憶に新しいかと思いますが、10万円の給付やるときに、どうやるんだとか、その支給方法とか、もらうのもらわないのということで、結局最

最終的に自治体に丸投げして、紙媒体でやったわけです。

そのときに、韓国ではいち早く全てマイナンバーカードを持っているわけです、日本でいう、身分証明証カードです。

要するにプッシュ型で、要る、要らないではなくて、国の施策として決定して、国会のほうで通った次の日に全国民に対して、日本の金額で言うと10万円がもう振り込まれた。

ですから、そういったことが全国民に認識されたのが、このコロナです。ですからまだまだこの日本という国は、百田議員がおっしゃるように、じゃあすぐスマホを使ってどんどんみんなやっていこうというときじゃなくて、それを行政がいろんな場面で、教育言ったらおかしいですけど、今からやっていく問題であって、だからデジタル・デバインドがどうなんだと言われても、今からやろうとしていることなんです。

そのことを御理解いただいた上で、まして百田議員はこの専門家でございますから、我々行政側のほうが分からんときにお尋ねして、どういった方法があるかとかお尋ねすることもあるかと思えます。

そういったことで、私自身は高齢化とか、高齢者のみならず、小中学生も含めて、タブレット端末を使ったり、スマートフォンを使った生活の利便性を感じられるまちづくりをやっていくことが、行政サイドのスリム化にもつながっていく。皆さんとのコミュニケーションも今までみたいに、対人よりも早く情報交換やりながら、行政がやっていることを知ってもらえるということでございますので、今始まったばかりですから、先ほどおっしゃった、幾ばくかの助成金とか、それとかスマートフォン無料で貸し付けるとか、そういったことも含めて、これからの行政サイドのやり方だと、今おっしゃった、そういったことに、いち早く取り組みたい首長さんというのがいらっしゃって、やってらっしゃるところもあります。

須恵町は、基本的にはスマートフォンあるいはタブレット、そういったことも含めて、まず根本的にはマイナンバーカードを通した上でのいろんな情報源の発信をプッシュ型に変えていきたいと、そのためには皆さんに慣れてもらわんといかんということで、これから総務課を通して、今、住民課長のほうが説明したけれども、これ町全体で取り上げる問題でございますから、課長のほうでも議題として上げながら、どういった形が須恵町の町民さんにとって、スマホの利便性とか、いろんなことを感じてもらえるかということを、今後研究して行って、少しでも皆さんに行き渡るように、情報が、やっていきたいなと思えます。

それと1つの例として、先ほどちょっと自主防災組織の話がありましたけれども、今日質問なさる白水春夫さんは、上須恵の東干田組合の今組合長されています。私の地元です。いち早く、LINEによるグループLINEで、全組合員登録やって避難情報、あるいは災害情報というのはLINEでやって、皆さんが了解しましたということで、自主防災組織のほうを確認やって、

返事がなかったところを再度訪問するとか、そういったシステムもつくり上げています。

ですから、行政サイドだけではなくて、いろんな形の中で工夫してもらうことによって利便性を感じてもらおうということが、今後行政の役割だと思いますので、鋭意取り組んでまいりますので、今日これをやりますというのではなくて、本当にやる気で動いてるんだということを御理解いただける程度の答弁になるかと思いますが、今後一生懸命取り組んでまいります。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 今、御答弁いただきまして、町長の考えもデジタル化に向けて進んでおられますし、高齢者のデジタル・デバイドの問題も今後お考えいただくということで安心いたしました。

今後の高齢者に向けデジタル化は避けて通れないと思いますが、須恵町での高齢化社会に向け、ぜひいろんな知恵やアイデアを出し、もちろん先ほど町長言われましたように、私も考えたいと思います。提案もしたいと思っております。

よその町なんていうのは、少しおっしゃられていましたが、やっぱりさすが須恵町はデジタル化への取組が早いと言われるような施策を、ぜひ今後お願いしたいと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番議員、川口満浩です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日、私は町民の視力に関する取組はについてお聞きします。

一昨年からのコロナ感染拡大により、パソコンやスマホなど利用が増加し、画面を近くで見る時間が増えるなど、視力低下につながっていることが予想され、今日、目を取り巻く社会環境は悪化しているとも言われています。

視力への影響を不安視することは無視できず、特に子どもたちの視力低下の増加が懸念されています。

コロナ禍で、在宅による仕事、学習などで、環境の変化が進み、情報交換や情報収集、コミュニケーションの手段として、インターネットは日常生活に欠かせないものとなっています。

本町でも、学校でタブレット端末を1人1台使用できる取組を行っており、現代社会において、ICTは必要不可欠なものとなり、大学生や大人を含め、視力の維持、視力低下を防ぐ取組が必要であり、町民の生活につながるのだと思います。

近視が様々な病気を引き起こす危険性を認識し、できるだけ早く生活習慣を改め、中でも、若

い頃から目に関する対策を講じることが重要であると思います。

視力低下が直接命を奪うことではないので、ほかの病気などからしたら、取組の優先順位は、後のほうかもしれませんが、決しておろそかにすることではないと思います。

そこで、町民の視力に関する取組について3点お聞きします。

(1) 目の健康に関する啓発活動の取組はされていますか。

(2) 国そして福岡県の小中高校の視力調査において、裸眼視力1.0未満の者の割合は、年齢が高くなる、つまり学年が上がるにつれておおむね増加傾向となっています。本町の小中学生の裸眼視力の状況をどう捉えていますか。

(3) 小中学校において視力に関する取組はされていますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。舩本健康増進課長。

○健康増進課長（舩本 直明） パソコンやスマートフォン、タブレットを使う機会が多い現代では、目の疲れや目の乾きなどの症状を感じている方が多くなっております。

目を健康に保つためには、目を休める、目によい栄養や食材を取る、適度な運動習慣など、日頃からの生活習慣や食生活が大切でございます。

目で見ることが、日常生活の様々な場面で重要な役割を担っており、視力が低下すると日常的な不便を感じるが増え、安全上の問題も生じやすくなります。

特に、学校においては、タブレットの導入により、目に負担をかける時間が増えている現状もあり、注意が必要と考えております。

それでは質問要旨に沿って回答いたします。私のほうからは、目の健康に関する啓発活動の取組について回答させていただきます。

須恵町では、町民に対し、目の健康に特化した啓発は行っておりませんが、学校では保健だよりを通じて、目の大切さや注意をすることなどを掲載し、保護者や子どもたちに紹介をしております。

目の健康に関する取組としましては、学校で毎年行われる健康診断で、視力検査を実施し、子どもたちの目の健康の状態を確認しております。また3歳児の健診では、視力検査セットを郵送し、健診時に結果の確認と、小児科医の診察をもって視力の状況を確認しております。

○議長（松山 力弥） 次に、吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） おはようございます。私のほうから、(2) (3) 番についてお答えさせていただきます。

(2) (3) については関連いたしますので、併せて回答させていただきます。

文部科学省が公表した、令和3年度の学校保健統計調査の結果概要によりますと、裸眼視力1.0未満の者の割合は、年齢が高くなるにつれて、おおむね増える傾向にあり、小学校

36.87%、中学校60.28%となっており、中学校で初めて60%を超え、過去最多となったというものでした。

本町の状況は、令和4年度の検査結果では、小学校で40.4%、中学校で67.9%となっており、全国の統計より高くなっているところです。

近視の9割は遺伝とも言われておりますが、近年の増加傾向は、ゲームやスマートフォン等のデジタル機器の使用方法や長時間の使用によりドライアイとなり、目に負担がかかることも無関係ではないと捉えています。

したがって、学校保健安全法により、毎年実施する健康診断により視力検査を実施しております。検査において両目で0.7以下の児童生徒には、眼科健診を進めており、弱視や遠視等の治療につなげています。

また、学校や家庭においてタブレットを使用する際の指導を行っており、注意点として正しい姿勢での使用や、画面に近づきすぎない、長時間継続して画面を見ない、といった内容の文書を各世帯に配布し注意喚起を行っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） まず先に、最初に質問いたしました、啓発活動は具体的に行っていないという返事でしたけれども、確かに目に関する取組というのはなかなか、これはそういう啓発活動を行っていくというのは、ほかではあまり聞いておりませんし、各分館のミニデイあたりでも、そういった目の健康に関する講座などは行っていないようであります。

その点、コミュニティのほうで第三小校区のレインボーの中で、学びの広場ここで健康等に関する講座も行っておりまして、そういった健康に関する講座には、非常に人は関心を持っているということがありますので、1つの提案として、啓発活動の一つとして目を保護する観点から、アイケア、こういったものを、ほかを含めたものすえ広報に特集を組んで発信をされてはいかがなと思います。それが1点。

それと、フォートナイト、荒野行動、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、正直言って、私これ全く知りませんでした。いわゆるオンラインゲームだそうです。大人もですが、特に、子どもたちの中で、非常にはやっている。スマホなどを手にする時間が長くなっているようで、これも1つの原因になっているのかなと感じるところです。

先ほど、回答の中でもありましたけれども、福岡県が出している調査ですけれども、福岡県教育委員会体育スポーツ健康課、こちらでは、福岡県学校保健統計調査の結果を受けて、県として目を大切にすることを周知、指導しているということでした。

具体的に、先ほど回答の中にもありましたけれども、タブレットを使用した際、30分に一度

20秒ごとに目を離す、20秒ほど目を離す。

タブレットから、目は30センチ離し、姿勢を正しくする。寝る前は使用しない。ICTの使用に関して県立中学校、県立高校ごとに、手引を作成するように指示をしているということでした。

ある程度こういうもっと具体的なことを指示されてもいいのではないかと思いますので、町として、視力低下を防ぐため、先ほどちょっと回答がございましたけれども、ほかにもまだ検討する余地のもの、対策の余地があると思いますので、現状を考えられるそういう対策というのを、御回答いただければと思うのが一つ。

この後、今村副議長からも質問がありますけれども、子どもたちのタブレットを使用する授業、あるいは授業以外でスマホなどを扱う機会が増えてくると思います。学校のほうでの取組として、先ほど県のほうからも出ていましたようなことであつたと思いますけれども、学校、家庭においてICT使用時間あるいは使用の姿勢、長時間使わないようにというような指導しているということでしたが、この前、視察のほうで福井市、あわら市に行ったときに、そこで質問したんですけど、目に関する懸念はありますかと、懸念はありますと、じゃあ対策取っていますかということですけど、対策は取っておりませんという、そのときの返事だったんですけども、今後の子どもたちの目を保護する環境づくりというのが必要と考えますので、具体的に学校のほうでタブレットに保護フィルムを張るとか、あるいはその遮光カーテンの設置をする、また光の量の調整できるLED照明を設備すると、こういった具体的なことをされてはいかがでしょうか。

これは教壇に立つ先生方にとっても、大きなメリットはあると思いますので、この辺の考えお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） お聞きしていて1つ懸念するのは、全てが行政の責任ではないということです。全てを行政に要望して、それを聞き入れていくのが果たして地域社会のためにとっていいのか、前総理の菅総理がおっしゃったです。危機管理、まず自助です。その分がどこも、コロナになっても欠落しているのかなと、今の質問聞いていて、質問要旨は違うんですけど、非常にそのことを感じたから思っております。

質問の中身も含めてトータルでお答えしたいなと思います。

実は先月の町長会の中で話が出て、視力検査器を1台寄贈していただきました。これについては、町長会で話をして希望がある町については、それを貸し出している、言葉悪いですけど、使い回して構いません。

先ほどおっしゃった、三小のみならず3つのコミュニティでいろんなイベントをやるとか、そういうときには、視力検査器を使いながら啓発をやっていく。行政サイドのほうでやるのは啓

発です。そのことが町長会でも話題になっておりますし、その使用方法とか、そういったことについては学校サイドのこともありますし、全町民のこともありますから、視力検査器を使いながら、教育委員会あるいは健康増進課と協議させて、特に、小中学校でこういった形で、有効的にそれが使えるのかということを検討させていきたいなと思っております。

あと、大切なことは、保護者の方々が、今後、先ほどから言っているように、ある意味行政サイドが全てDX社会になっていくわけです。その中で真っ先にやられるのは、目だということを御理解いただける広報活動というのは、広報紙を通じてやれると思うんです。でも実際じゃあゲームをいっぱいするから目が悪くなる。それ行政の責任ですかっちゅうことです。

そこまで行政サイドが請け負う必要はない。行政サイドはあくまでも教育の観点から見たときに、視力低下の問題があるとしたら、学校、あるいはそういった公共施設において、施策を取っていくということだろうと私は思います。

だからカーテンのこととかLEDのことをおっしゃいました、今はする気はありません。まずは教育委員会、健康増進課のほうでできる限りの啓発活動をやっていくと、今後こういった社会になっていく。それに伴ってあくまでも使うのも自己責任ですよという、こちらが強制的に使わせているわけでも何でもないです。

だから、そのことを十分御理解いただきたいなと思っております。ただそうは言ったものの我々の未来を担う小中学生のお子さん、あるいは高校生ですから、やはり大事に育てたいという気持ちは十分持っておりますので、行政サイドのほうも、ある程度そういった啓発活動とか、そういったことをやりながら、学校には早めに、あるいは保健医のほうに、どうもうちの子どもこういう状態なんです、ということを書いてもらわないとアクションを起こせないということですね。

100%の小中学生あるいは高校生に対して、これやりなさいと言っても、そら行き渡りません。まずはあのお子さん方に、どうねて、ゲームするならやろうして、目悪うなったら、学校行かんぞなるというぐらいの指導は、やっぱり保護者がすべきです。

私は、行政サイドが担う役割と地域が担う役割、家庭が担う役割、それぞれあると思うんです。だから全てを行政サイドのほうに言われて、行政サイドがやるわけではございません。

ただ、子どもたちの健康は大事ですから、教育委員会そして健康増進課と協議させて、学校のほうでこういった取組ができるのか、今後命令してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） まさに今、町長おっしゃられたように、本人たちが、子どもたちだけに関わらず、本人たちがそういう意識がない以上、いくら言っても進まないことではあると思

います。

確かに自助であります。そして、そういう指導した上で、保護者の方がいかに子どもたちに対して、そういうことを周知して、それを言っていくか、まさにそこではあると思います。

なかなか行政のほうでやれることというのは、今、町長がお話しされましたように、周知する、検討した上で取り組んでいくということを、ぜひお願いしたいわけなんですけども、学校のほうでまだできることというのも、1つ提案ではあるんですけども、最後の質問になりますが、視力対策の一つとして、これ学校での取組になるわけなんですけども、視力回復トレーニング、こういったものを、学校のほうでも取り入れていただければと思います。

これ、目の実験でして、データが出ているんですけど、中学生に対しての視力回復トレーニング、ガボール・アイと目のスクワットの実験において、視力回復トレーニングは、もともと視力が高かった人のほうが大きな効果を得ることができるということが分かり、視力が悪くなりかけているときに行うのが最も効果が期待できる。悪くなりかけて、トレーニングは悪くなりすぎないうちに行うのが大切だと言えとの見解が出ております。

行政のほうからそういった周知とか、そういったものかもしれませんが、学校のほうに対して、そういったものをお昼休み前、もしくは昼休み後に取り入れるような、そういう提案を学校のほうにさせていただきたいんですけども、こういう取組はいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 貴重な御意見ありがとうございます。今、議員が申されたような内容については、予防教育研修会等で紹介されているトレーニング内容にもありますので、そういったものについては、先ほど申し上げたように、健康だより等を通じながら、各自家庭でもできるように、学校の中でその時間をつくるというのは、大変難しいことではありますので、検討しながら、家庭でもできるような形で取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 今は暗い中での仕事とか、勉強をするような時代ではなく、時の流れとともに、目に与える影響の存在が変わってきていると思います。

先ほど、町長がスマホとか、タブレットのある利便性のあるまちづくりということを話しされてありましたので、これも町民に対し、視力に関する情報を周知する、また将来を見据えた教育環境を整えるということは、そう遠くない時期にやってくるのではないかと私は思います。

町民、そして子どもたちの目を守る上での早く取組をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。

再開を10時5分といたします。休憩に入ります。

午前9時54分休憩

午前10時05分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 1番議員、白水春夫です。通告に従って質問いたします。

通学時の児童生徒携行品に配慮をですが、コロナ禍以前から、ほとんど学校では児童生徒に水筒の持参が求められ、子どもの荷物を重くしています。さらに、平成30年に問題視されましたランドセル症候群、すなわち重いランドセルを背負うことで、身体的異常や通学への憂鬱な気持ちが生まれてしまう状態をいい、また学校から遠い子は、特に苦痛を感じてしまうのではないのでしょうか。

主な原因は、ランドセルの中に入る荷物の量が増えたことです。その背景にはゆとり教育があると考えられます。ゆとり教育時代であった15年前の教科書を比較すると、現在の教科書はページ数、これらの全教科の平均のことを指すんですが、1.7倍に増えています。さらに、英語教育が追加され、タブレットも加わり、荷物の量が今まで以上に増えてしまっている状態です。

1つの理由として、できるだけ多くの弱視児童生徒が利用できるものとして、文字の大きさを18ポイントから22ポイントまで拡大をしたということが原因だと思われま

す。また、令和3年度教科書発行現状と課題から引用すると、教科書総ページ数、平成17年度は4,857ページ、平成23年度は5,916ページ、平成30年度は7,587ページ、令和2年度は8,520ページもあり、令和2年度の教科書総ページ数は平成17年度と比べると、35%も増量しています。

小学生から中学生は特に発達成長時期でもあります。身体の健やかな発達に影響を生じかねない懸念や保護者からの配慮を求める声が寄せられ、平成30年9月に文部科学省が全国教育委員会に児童生徒の携行品に係る配慮についてを通達しています。

一部抜粋しますが、児童生徒の携行品に係る配慮について。

各学校においてこのような重要性を踏まえつつ、教科書や他教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせるか、また何を学校に置くこととするかについては、保護者等と連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の学校や地域の実態を考慮して判断していただい

ると考えております、と事務連絡で通達されています。

また、児童生徒の携行品の重さについて改めて御検討の上、必要に応じ、適切な配慮を講じていただきますようお願いいたします。すなわち教材を置いて帰ること、置き勉を公に認めています。

長年ランドセルの重さの児童への影響を研究している、大正大学の白土健教授が調べているんですが、小学校1年生から3年生1,200名を対象にアンケート調査を行った結果で、ランドセルが重いと感じていると答えた児童生徒は10人に9人が重いと回答しています。また重くて痛みを感じたことがあると答えた児童生徒は3人に1人が感じたことがあると回答しています。

重さの原因はランドセルや通学かばんなのでしょうか。また教科書の冊数と総ページ数の増量ではないでしょうか。

そこで質問ですが、重さの原因について、ランドセルの重さは年々に改良され軽量化されていますが、重さの原因はその中身の教科書だと思いますが、どのように認識されているのでしょうか。

また、置き勉は重量がある教科書からと思いますが、各小学校の対策として、全国的に置き勉が統一しています。児童生徒の携行品に係る配慮についての通達文に、何を置くかは保護者と連携して、とありますが、須恵町としてどのような対策をされていますか。

児童生徒の荷物軽量化についてですが、文部科学省は2018年に小学生の荷物重すぎが問題視され、携行品の配慮を都道府県教育委員会に通知以降、小中学生の携行品については、須恵町はどのように対応されているのでしょうか。

以上、教育立町としての須恵町の見解をお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 質問の要約に記載のとおり、平成30年9月に文部科学省から事務連絡が発出されています。通知書には、教科書・教材・体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念から、携行品について配慮を講じるよう記載されています。

現在、各学校においては、家庭学習の重要性を踏まえつつ、児童生徒の発達段階を考慮して、携行品について配慮しているところです。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

（1）ランドセルの重さは年々改良され軽量化しており、重さの要因はその中身の教科書だと思いますが、どのように認識されているのでしょうかについてお答えします。

教科書の大型化やカラー刷りになったことにより重量化になったことは、御指摘のとおりです。そのためこの後説明するとおり置き勉を認めております。

（2）各小中学校の対策として全国的に置き勉を統一しています。児童生徒の携行品に係る配慮についての通知文に、何を置くかは保護者と連携して、とありますが、須恵町はどのような対

策をされているのでしょうか、についてお答えします。

各学校が、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考慮し、何を持ち帰らせ、何を学校に置くこととするかを判断しています。

保護者には、入学時や年度初めに学年通信等において、周知している学校もありますが、置き勉は定着しているため、特段通知していない学校もあります。

(3) 文部科学省が2018年に小学生の荷物が重すぎることを問題視し、携行品の配慮要請を都道府県教育委員会に通知して以降、小中学生の携行品について、須恵町はどのように対応されてきたのでしょうか、についてお答えします。

宿題や家庭学習で使用する予定のない教材については、教科書や教材を置いて帰ることを認めています。

そのため、置き勉用の棚やボックスを設置し環境整備を行いました。現在は、児童生徒にも定着し、自身の判断で置き勉を実施しています。また夏休み等の長期休業前については、分散して持ち帰るなど、負担とならないよう計画的に持ち帰らせています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 須恵町では置き勉を認めているということで、今認識させていただきました。一応置き勉は統一していますが、ほかの自治体でしてないところもあるんですけど、一応デメリットを話しますと、置き勉をしないということは教科書を学校に置いておくと、家庭学習ができなくなるとか、教科書を学校に置いておくと、紛失や盗難の危険があるとか、また学校に置いておくと扱いが雑になって傷みが激しくなるかというデメリットがあって、これは、先ほど言いましたように、保護者と学校のルールが明確になれば、防げると思います。

メリットとしては、先ほど認識しましたが、ランドセルが軽くなって、登下校が楽になったり、重いランドセルを背負うことで、無駄な体力を使うより勉強やスポーツや体力や集中力が扱う子のためになるとか、成長期の子どもの体の悪影響は軽減されるとか、教科書の忘れ物が減るとか、いろいろメリットがあるということは重々意見が出されておりました。

私が話したいのは、この置き勉に対して各小中学校はちゃんとルールはあると思うんですけど、まずは重たいのを置き勉でしていただければと思っているんですが、先ほど児童生徒の携行品の配慮についてを言いましたけれども、事務連絡なんで、各自治体の教育委員会も温度差があるのではないかと思います。

児童生徒の携行品の重さについては、改めて御検討の上、必要に応じて適切な配慮を講じていただきますようお願いしたいのと、特に、来年4月になったら、小学校新1年生が何も分からず、教科書が必要だからランドセルに入れて背負って、通学しているんです。

その辺、各小学校、各中学校のクラスでばらつきが見受けられるんで、統一するように検討いただけますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 当町では、先ほども教育委員会のほうが説明したように、子どもの健康を考えながら、要するに置き勉というのも、すぐ通達が出た段階で、私のほうから教育委員会に話して、やんなさいということで、よそのまちよりも早かったのかなと思っております。

議員御指摘のとおり、メリットもデメリットもあるんですけど、要は、読書習慣、読書をする、読むという習慣からいうと、小中学生にとって学校で本を開いて活字で学んで、それを脳の中で、自分の中で3D、立体化して自分で答えを出す。この作業が非常に重要な作業なんです。

ですから、今までの考え方でいうと、書物、やはり教科書を通して学ぶというのが今でも文科省のほうは推奨しているわけで、ただ重たいと、特に最近、ランドセルがぜいたくになって、1万円じゃなくて、物すごい1個10万円とかするやつもあるわけですから、そりゃまあ別の問題なんだろうけども、中に入っている教科書確かに重くなっています。大きくなっています。教科書自体が。

そういった中で、小学校1年生があれをランドセルなんか全部入れて、体操着持って、水筒持っていくのはいかがなものかなということ、須恵町では、比較的そういうことがないようにはしております。

ただ、今から言うことは、すぐできることじゃないんですけども、実は先日、担当部署の課長さんたちを集めて、私の考え方を話したんですけども、これ先ほど百田輝子議員の話をして、今から今村副議長の答弁の中でも説明していきますけれども、世の中変わってきているんです。ITの時代になって、DXの時代になって、学校で学ぶのは教科書で学ぶのがいいです。目を通して。じゃあ家庭学習、なんでタブレットを使わないんですかということなんです。

今現在、コロナを通して、全生徒に対してタブレット支給しています。今現在使わないときは、学校の保管庫に入れて直しているんです。要するにタブレット授業というのは、コロナ禍を通して、臨時休校、あるいは学年閉鎖、学級閉鎖したときに、遅れないために、ズームでタブレットを通して授業ができると。

じゃあ、コロナ落ち着いたらどうするんですかという話です。その利用方法。そのときに、私が担当課長、最初に言ったのが、教科書全部置きといていいやないかと、将来的には。家に持ち帰るのはタブレット1台でいいと。その中で宿題もやれる。

そのとき必要と思われる授業の中身の復習予習については、これしてきなさいねというのを、先生がタブレットの中に入れときさえすれば、それやったかやらないかまで、先生はぼんと押したら全部見れるんです。次の朝、子どもたちはタブレット1つ持ってきている。学校では教科書

で、そういう時代になっているんじゃないかと。

当然このタブレットというのは、5年平均くらいに買い換えていかないかん。これ財政負担、どっちみち使おうが使わんめいが、せないかんわけです。

その中で、要はルーターあります。ポケットWi-Fi、環境がない、よかろうもん貸し付けて、ただでいいやないか。環境があるところはいいですよ。通信費を払ってもらいます。当然。

でも、それは子ども・子育て支援事業一環として考えたときに、重要なまちの施策になるちゃんないねと、財政問題、あるいは文科省とのやり取りの中で、そんなことやっちゃまかりならんと言われるかもしれません。

でも、どう考えても、デジタル庁までつくったこの国が、重い教科書背負って、遠い子は2キロから3キロ歩いていく、こんな不合理な状況を解決するのも、DX社会ではないでしょうか。

ですから今、議員がおっしゃった中身については、私は今すぐじゃないですけども、議会ともお図りしながら、福岡県教育委員会ともお話ししながら、できるのであれば、今、学校で保管しているタブレットを持って帰って予習復習ができる。そのチェックも先生はいながらにしてできる。特に対面でお子さんと話さないかんときは、Zoomでやりやいいです。

だから、私はそういったことを、先日の関係部署の課長たちには、これもまちが進めるDXやろうもんということをおっしゃっています。

ですから、このことについては、できるかできないかも含めながら、私はタブレットを学校に置いてくほうももったいないと思います。

どうせ5年たったら買い換ええないかんです。だったらどんどん使わせて、環境のないところには、子ども・子育て支援事業として、ポケットWi-Fiを貸し付けて、通信料だけは保護者の方々にみてくださいね。こっちのほう教育効果が上がると思う。このことも含めて今後検討していきたいと思いますので、全体的な答えはそれで解決すると思っただけだとありがたいということです。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 今回の質問では、須恵町として置き勉は、各小学校で行っているということが分かりました。重さの原因は教科書の冊数が増加したことにより、児童生徒の体の不調があっていること、またこの重さは当たり前と思って背負っており、口に出せない児童生徒もいるということです。

その児童生徒に苦痛を感じさせないためにも、何を持って帰らせるか、何を置いていくかを、重さを重点に置いて検討していただければと思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。通告に従い、新生児聴覚検査費用の助成をと、もっとタブレット活用をの2問の質問をいたします。

まず、新生児聴覚検査費用の助成について質問をいたします。

生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1人から2人は、生まれつき耳の障害を持つと言われており、この難聴を早期発見し、遅くとも生後6か月頃までに支援を始めることで、健常者と同じくらいコミュニケーションができるようになります。

乳児の脳は聴覚の刺激を感受できる神経回路が、3歳半までに使われないと、不要なものとして削除されるので、手遅れになる前の人工内耳の装用をするためには、新生児聴覚検査が必須であり、またその後の音声言語を伸ばすための療育体制の整備が急務となっています。

厚生労働省は本年2月、子どもの難聴の早期発見や早期療育のための指針となる基本方針案を取りまとめています。また福岡県も難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針を策定しています。

検査率を向上し再検査が必要だと判断された子どもと、その家庭への支援を強化することが柱となっており、検査料金の公費負担を働きかけるよう明記されています。

令和4年7月31日付で、各市町村母子保健主管課宛てに、厚生労働省子ども家庭局より、公費負担について積極的に取り組み、受検者の経済的負担の軽減を図るようお願い文書が、須恵町にも事務連絡にて届いていると思います。

資料の2ありますが、財政支援にありますように、国は平成19年度より新生児聴覚検査費用は一般財源化し、少子化対策に関連する経費の内数として、地方交付税措置していましたが、令和4年度からは公費負担を進めていきやすいように、各市町村における聴覚検査の公費負担の実態を踏まえ、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体人口10万人当たり93万5,000円を計上しています。

資料3、棒グラフですが、全国の公費負担の実施状況の推移ですが、年々増加し、令和元年では52.6%です。また隣の折れ線グラフの受検率の推移でも年々増加し、令和元年で90.8%となっています。

そこでまず須恵町における新生児聴覚検査受検率についてお尋ねいたします。

次のページの資料が、福岡市の周知ポスターで、産婦人科などの病院に掲示されています。須恵町では検査の周知、検査状況の把握はどのように行っていますか。また検査を受けていない子に対する対策についてどのようになっていますか。

3枚目の資料が、福岡県の再検査になったときの支援体制の資料です。須恵町は早くから療育には力を入れて取り組んでいますが、新生児聴覚検査で異常があった子どもへの対応、早期療育

へとつないでいくなどは、どのように行われていますか。

次が、一番聞きたい質問ですが、県内の多くの市町では、新生児聴覚検査費用の一部または全額を助成していますが、来年度から助成を予定しているところも多くあります。

本町は現在自己負担となっておりますが、公費負担をぜひ早急に実現していただきたいと思いますが、新生児聴覚検査費用の公費負担のお考えをお尋ねいたします。

次に2問目ですが、小中学校のタブレット活用について質問をいたします。

須恵町の小中学校のタブレット使用は、学校の限られた時間となっております。視察研修した学力日本一の福井県あわら市では、タブレットは宿題などで自宅でも使用しており、コロナなどで学校を休んだときも、リモートで授業を受けることができ、ネット環境がない家庭へはルーターの貸出しを行い、タブレットで勉強できる環境が整っていました。また、夜10時以降には使用できないように制限をかけるなどの対応もされていました。

近隣町の粕屋町でもタブレットの家庭への持ち帰りやリモートでの授業も行っています。不登校児童の対応にも活用されています。先ほど、白水議員の質問に対して町長のほうが言われましたが、まさに私が言いたいことだったんですね。

何よりも1人ずつタブレットがあるんですから、宝の持ち腐れがないように、文房具のように常に身近にあるものになっていくと思いますので、質問をいたします。

私の思いを町長に代弁していただいたように思えますが、一応質問をさせていただきます。

(1) 小中学校のタブレット使用は学校の中でも限られた時間となっておりますが、拡大の検討はされていますか。

(2) 家庭に持ち帰り、宿題や勉強に使用するなどのお考えはありますか。

(3) 休みの子どものため、不登校も含めまして、リモート授業は今後される予定はありますか。

(4) ネット環境のない子どもへのルーターの貸出しはされますか。

(5) タブレットの夜10時以降の使用制限、有害ネットへの接続ができないような設定しての家庭の持ち出しは検討していますか。

教育長にお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 新生児聴覚検査費用の助成をということについてです。

新生児聴覚検査は、子どもの聴覚障害を早く発見するために、出生後間もない時期に、産科医療機関において受けることが勧められている検査でございます。

検査は、眠っている赤ちゃんに小さな音を聞かせて、その刺激への反応をコンピューターで、解析、判定し、何らかの異常や疑いが発見された子どもは、精密検査やその後の療育につなげて

いきます。

福岡県では、福岡県乳幼児聴覚支援センターを開設し関係機関と連携しながら、支援が必要な子どもへの療育開始までのフォローアップ、保護者や関係機関からの相談対応を行い、聴覚障害の早期発見・早期療育の支援体制が構築されています。

それでは質問要旨に沿って回答いたします。

まず、須恵町での新生児聴覚検査の実施率、検査の周知、検査を受けてない子どもに対する対策、検査状況の把握は、についてですが、須恵町の子育て世代包括支援センターでは、生後1か月頃から保健師や助産師が全ての赤ちゃんの家庭を訪問する、乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。その機会に、母子健康手帳を確認し、新生児聴覚検査の有無と検査の結果を確認しております。

検査の実施率の質問ですが、町が把握している中では、未受検児は、令和2年度以降確認されておらず、把握率で言えば100%ということになります。

もしも検査の未受検児を把握した場合は、検査の必要性を丁寧に説明し、できるだけ早いタイミングで受検するように勧奨することとしております。

また、周知に関しては、母子健康手帳交付時に県が作成しましたチラシ等を利用し、検査の必要性や相談窓口等の説明をしております。

異常があった子どもへの対応についてですが、異常があった子どもへの対応は、福岡県が作成しております「新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐための事務処理マニュアル」に従って行っております。

支援が必要な子どもには、福岡県乳幼児聴覚支援センターを中心とし、産科医療機関、精密検査医療機関、町とが連携を取り、情報を共有し、円滑に療育につなげていきます。

検査費用の助成を行う考えについてでございますけれども、須恵町では把握している限り、新生児聴覚検査の未受検児は確認されておらず、経済的負担が壁となり、受検率の低下や早期発見等に支障が出ている状況にないと考えられるため、今すぐに公費での助成等は考えていない状況でございます。

福岡県は、公費負担未実施市町村に対し導入の働きかけをしていますが、県からの助成があるわけでもございません。

福岡県で公費負担を実施している市町村は、令和4年10月現在、60市町村のうち19市町村で3割が実施しております。近隣の糟屋1市7町では、今年度までに実施しているところはありません。

須恵町としては、今後も受検の状況や近隣市町村の導入状況、また国、県の動向も踏まえながら、助成について検討していきたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 次に、吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） もっとタブレットを活用をについてお答えいたします。

令和2年度からタブレットを購入し、令和3年度には1人1台端末が児童生徒に配布されました。タブレットについては、大型提示装置と併せた一斉学習やA Iドリルの活用、調べ学習、さらには児童生徒による意見交換や発表などを行う協働学習などで活用しています。

今後C B Tと言われるタブレットとを利用した学力テストなどの実施も予定されており、児童生徒のタイピング能力や教職員の知識・技術の向上を図っているところです。

また、コロナウイルスによる学級閉鎖時や濃厚接触者に特定されたことにより登校できない児童生徒に対して、学習指導やオンラインによる授業の配信も実施するなど活用中も広がってきています。

それでは質問要旨に沿って御説明いたします。

(1) 小中学校のタブレット使用は、学校の中でも限られた時間となっていますが拡大の検討はありますかについてです。

令和3年度にI C T推進部会を設置し、タブレットの活用についても計画を立てて推進してきたところです。令和3年度は、1日1教科以上、令和4年度は1日に3教科以上の活用を設定しています。プログラミングやドリルの活用など、使用時間や利用内容も広がってきています。

(2) 家庭に持ち帰り、宿題や勉強に使用するなどのお考えはありますかについてです。

タブレットの持ち帰りを推奨し、家庭で宿題や勉強に活用を検討しておりますが、ネット環境が整備されていない家庭もあることから、現在までは実施していません。

(3) 休みの子どもたちのためにリモート授業は今後される予定はありますかについてです。

現在は、コロナウイルスが原因で登校できなくなった児童生徒や、学校を休みがちな不登校の児童生徒に対して、本人や保護者の希望があれば、授業の板書を中心にリモートで配信しています。

(4) ネット環境のない子どもたちへのルーターの貸し出しはされていますかについてです。

現在は、学級閉鎖における対応としてルーターの貸し出しを実施しております。コロナウイルスに関する学級閉鎖は、9月以降ありませんでしたが、本日と昨日の2日間学級閉鎖が1クラス発生しています。本年度の学級閉鎖数は延べ28クラスですが、ルーターの貸し出し件数を8件と数少ないものでした。また今後、学級閉鎖が発生しても自宅待機期間が短縮されたため、実質の閉鎖期間も短くなっています。そのため来年度のルーターの契約は行わない方向で検討しております。

(5) タブレットの夜10時以降の使用制限、有害ネットへの接続ができないような設定をしての家庭への持ち出しは検討していますかについてです。

児童生徒のタブレットのインターネット接続に関しては、22時から6時まで接続できないよう設定しております。また、有害ネットへの接続については、犯罪、薬物、アダルトなど教育上不適切なサイトは、カテゴリーフィルターで通信できないようにしており、持ち帰りにおける利用制限は、既に実施しております。なお、今年の冬休みには、家庭学習においてAIドリル等を利用できるよう家庭への持ち帰りを検討しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 新生児聴覚検査は100%行われているということで、また、その後の療育へのつなげも非常にうまく行われているということで、安心をいたしました。

しかしながら、公的負担というのが考えていないということでございました。そして、また費用が補助がないからということでございましたが、先ほど、私が言いましたように、国の措置として令和4年度から、交付税から聴覚検査ということで項目が設けられて、国の補助が出るという形になるんです。これは多分、事務連絡で行っているんじゃないかなと思うんですけど、そういうことを利用すれば、皆さん100%補助出せるところが多いので、それか一部助成というところが非常に、今年度から進むと思うんです、ほかの市町村。

福岡は割と助成を出しているところが少ないということですが、全国的には、52%以上のところが、それは令和元年度なので、もっと進んでいると思います。

朝倉市、議員さんとの間話しをしたんですけど、朝倉市などでは、病院から請求があって病院に直接支払いもしているということで、全体がそういう形で受けられるということでございます。

事務連絡7月に来た分で、先ほども紹介しましたが、市町村宛てに厚生労働省から来ておりますが、ここでも公費負担について積極的に取り組んでいただき、受検者の経済的負担の軽減を図っていただきたいと、100%できてるからもいいんじゃないかというんじゃなくて、やはり予想というか、全国的にそういう傾向で、経済的負担の軽減を図っていただきたいという文書が来ているわけです。

そして、県のほうでもそういう文書を出しているというか、公的負担を明示しているんです。県のほうでも。そして、こういう文書が市町村に来ています。

そして、国としても、今度一般交付税から、その項目における交付税に変えますと、来年度から。それによって公的負担をしやすいようにとしているわけです。

我が町は、それでもじゃあしないんですかということで、私は思うんですけども、まずうちの町は療育関係も一生懸命力を入れてますし、ぜひ公的負担をしていただき早期発見につなげていただきたいなと思います。

ここに1つの1例なんですけど、先天性難聴児、ある6歳の男の子が出生後、新生児聴覚検査で難聴を見つけることができ、生後4か月で補聴器を装着した後、11か月で右の耳、2年7か月で左の耳の人工内耳の手術を受けて、豊かな音を感じられるようになった結果、ほかの子どもと遜色がない音声言語や歌唱力まで獲得できているという例もございます。

早期発見と適切な対応で、その後の人生の歩み方が大きく変わってくるということを思うときに、新生児聴覚検査費用の公的負担を強くお願いをしたいと思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

それと、2問目、先ほど町長と言われたこととは内容が割と違っていたので、ちょっとがっかりしたんですけども、現状ではまだまだできていないということだと思います。

町長のほうからお話があったように、今後どんどん進んでいくのかなと思っておりまして、ぜひもっとタブレットを活用できるように、何のためのタブレットなんだろうと、一人一人が持っていて、それを使わないと意味がないじゃないかということもありますので、町長のほうからもう一度、しっかりやっていくというのをお聞きしたいなと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1問目の分は、1市7町糟屋郡まだやってないです。今回議員から言われたというわけじゃないんですけども、内容については、恐らく糟屋地区でも、レベルが高い形で療育までつなぐシステムはつくっています。あとは公費負担のことをおっしゃっているんですけど、交付税の中に算入というのが、これ隠れみのでして、どこに幾ら入っているのか、全く分からないです。

だから、国のほうは公的負担出していますよと言っていますけども、じゃあそれが各自治体にとって、財政援助になっているかと、いろんな制度見てもあんまりないです。そういったことも含めて恐らく1市7町の首長さんは、このことについてはあまり関心を示されていないのかなと思っています。

ただ、一度、糟屋地区の担当課長会でこの問題を議題として、私どもの課長から上げさせて、各課長さんたち、専門家レベルの話の中で、要するに財政の問題も含めて、一旦協議させて現状がどうなんだということを町長会に上げさせます。その上で、やるのであれば、1市7町一遍にやったほうがいいです。これは。

仮にそういう例が出てきて、年に1例あるかないか、恐らくあったときはある程度の金額になるんだろうなと思いますので、須恵町だけが突出してこの問題に取り組むというよりも、この問題は医療関係、子育て支援、子ども支援になりますから、1市7町でコンセンサス図りながら、来年度に向かって協議させたいなと思っております。

それと、タブレットの件は、あくまでも教育委員会の実務として来年に向かってのことを言っ

たまでであって、まだルーターの貸し出しについても、財政協議終わったわけじゃないです。教育委員会が今現在の現状としてはこういう状況ですよということを申し上げただけです。それを教育委員会という管理者側として、正直に全部申し上げたということでございます。

私としましては、先ほど白水議員のときに申し上げましたように、やはりこの国自体が変わろうとしているわけですから、教育の最前線である小中学校において、保管して寝かせる。寝かせても悪くなるんです、これどんどん。だったらもうどんどんどんどん使わせて、5年後に新しいのどっちみち、5年になるのか、何年になるのか分かりませんが、どうせ買い換ええないかとやったら、どんどん使わせないと、先ほど言ったように、ルーターも、ポケットWi-Fiの件については、これはそういった学びの環境において、これは児童福祉の分野で、子育て支援という環境の中で貸し付ければいいわけです。無料で。

ですから、そういう環境は、先ほど言ったように、整えていくのが行政サイドの役割であって、そういった学びの環境の場所を、先ほど教育委員会が言ったような形でやるんじゃないくて、これはあくまでも行政の取組として、私が教育委員会に命令してさせるということです。

なぜこんなことを言うかということ、再三にわたって言っているんです。コロナになって我が国は先進国だ、技術大国だと言っていたのが、IT、DX世代の社会においては、後進国であると。隣の国の韓国に至っては、もう既に我々がやろうとしたことやっているわけです。その上でデジタル庁つくってやろうとしているんです。

だったら、自治体もそういった世界で通用するお子さん方を育てるという義務があります。小学校、中学校で基礎基本を学ばせて、世界各国どこに行ってもタブレット1つ持っていれば、自分は行動できるんだ。極端なことという、通訳機能まであるでしょう。

私いろんな国に行っていますが、我々が言うと後進国である、いわゆるベトナム、Wi-Fi環境は、都市部は全て整っています。私が行った頃、日本の国内Wi-Fi環境なかったです。Wi-Fi使えますって書いてある喫茶店とかあって、そこに入らないとWi-Fi使えなかった。今やっと使えるようになった。

契約やってなくても、自動で今動いて回ったら、それ捕まえてできるようになったです。だったら、その機能を使って勉強させればいいです。

その中で、やっぱりタブレットというのは、最大限活用できる教育システムを教育委員会に命令してつくらせます。そうしないとお子さん方の未来がないということ。

いち早く、要するに目指すためじゃなくて、お子さん方の教育環境を考えたときに、このタブレットは必ず自由に使えるようにする。その中でルールは設けていきます。

ですから、このタブレットについては、私がずっと言っているマイナンバーカードも含めて、全てが町民の方も含めて、使いやすい環境の中で使ってもらうことによって、わざわざ役場に来

なくていいとか、わざわざ教科書持って帰らなくていいとか、そういったことをやっていくのが、ひとつの皆さんの利便性を認識してもらって大きな事業になっていくと思いますので、2問目については、私は積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 1問目のまず聴覚検査の公費負担についてですが、町長言われたように、以前は今年度までは一般財源化、地方交付税措置だったので、どこに入っているかわからないという状況だったと思うんですけど、それを公費負担を進めていただきたいという国の思いもあって、令和4年度からそれが変わっていくということなんです。

だから、どこに入ったか分からないという状況ではなくて、保健衛生費というところで、ちゃんと新生児聴覚検査費として計上して、その金額で入ってくると思いますので、今後はそれがしっかりと分かる状況で入ってくるということで、算定基準もつくられて表示されてきておりますので、ぜひ検討していただきたい部分であります。

また、近隣町太宰市でございます。大きい市ではございますが、ここも9月に決めたということで、そこだけじゃなくて、近隣関係全部に声をかけて全体でやろうかということでございました。

それと、大刀洗町とか、問題があります大任町ですか、その辺ももう取り組まれて既にあるということで、多分4年度から、国の交付税措置が変わってきますので、まあ年々増えていくのだらうと思います。

そこで、町長が皆さん、糟屋郡皆さんに声をかけていただけるということですので、ぜひ町長が主体になって、これは実現をお願いしたいなと思うところであります。

また1,000人に1人から2人ということで、うちの町に2万9,000ですか、何人かはそういう方がいらっしゃるんじゃないかなというのは予想されますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

次に、2問目のタブレットの活用の件ですけれども、本当に今、町長のほうが答弁頂きましたように、何でも今はI Cの時代で、使えない人はいない。タブレットとか子どもたちのほうが、私達よりも早く何でもできるという時代でございますし、環境を整える、ルーターをしっかりと貸し出していただけるということで、本当に町の環境、教育環境も整っていくような方向に導いていただいているのだらうと思います。

常に、手元に置いて子どもたちが見れる、調べられる、使えるという状況をつくっていただきたいと思っておりますので、まあ活用に対して最大限の活用を、町長言われておりましたので、ぜひ期待して私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。
再開を11時5分といたします休憩に入ります。

午前10時55分休憩

午前11時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。
5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 5番議員、藤野正剛。通告書に従って質問します。

部活動の地域移行はということで、先生の負担を減らすため、来年度から休日の部活動については、先生の指導から地域への指導者へと移行するようにと通達が文部科学省よりあっております。

須恵町では、スポーツ協会の活動が盛んで、早くから外部指導者による部活動の指導が行われていますが、部活動の地域移行が進んでいますか。

部活動の地域移行の現状、課題、今後の計画についてお尋ねします。

- (1) 学校現場からは、どのような声が上がっていますか。
- (2) 部活動地域移行の現状はどうなっていますか。
- (3) 地域移行の課題はどのようなものがありますか。
- (4) 今後計画についてどのように考えていますか。

以上、4点お尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） おはようございます。部活動の地域移行はということについては、文部科学省から示されている部活動の地域移行に関するスケジュールは、令和5年度、来年度から令和7年度末をめどに、休日の部活動を段階的に地域に移行することとなっております。

須恵町では、部活動を地域に移行する際の基本方針として、次の3点を上げております。

まず、1点目は、生徒に対して多様な選択肢を提供する部活動に移行するということです。これまで、どちらかといいますと、学校側の人的配置の都合で部活動の数が制限されたり、文科系の部活動の種類が数少ないといった問題が生じていました。この機会に、生徒に多くの選択肢

の中から放課後に活動する場を選んでもらえるような環境を整えたいと思っております。

2つ目は、部活動地域とともに生徒を育てる場として位置づけるということです。国は正式な方針としては、まだ明確に示しておりませんが、将来的には部活動を学校教育から社会教育に移行するという方針が少しずつ見えてまいりました。そこを見据え、放課後の部活動で活動する須恵町の子どもたちを部活動の指導を積極的に行いたいと希望する学校の先生方と、地域とともに育てる場として位置づけることが大変重要だと考えております。

それから、3つ目は持続可能な地域部活動の運営体制を構築するということです。今後、生徒数も増減がありますし、先生方も定期的な人事異動があります。現にある部活動は、学校単独でチーム編成ができず、須恵中、東中合同でのチーム編成をせざるを得ない競技もあります。専門的な指導者が配置できない競技もあります。例え、そういう状況になっても、安心して運営できる体制を整えておく必要があります。

これより3点の基本方針を掲げじっくり時間をかけて広く意見を拾い上げながら、検討を進めてまいります。

現在、部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱を制定し、PTAの方やスポーツ協会、文化協会の代表の方にも委員として入っていただき、須恵町の特徴に合わせた移行ができるように検討していくこととしております。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

学校現場からは、どのような声が上がっていますかということですが、現在、教育委員会では、学校の教職員やPTAからの声は、これから把握するということで提示しております。

そのために検討委員会の中で、アンケートの内容を吟味し、関係の児童生徒、保護者に広くアンケート調査を実施し、丁寧に意見を拾い上げていき、生徒、保護者、関係団体の理解を得て進めてまいりたいと考えております。

2点目の地域部活動の移行は現状はどうなっていますかということです。

本町の現状は先ほど答えたとおりですが、福岡教育事務所管内16市町の状況についても、協議会の設置や学校との意見交換等にとどまっているのが現状です。

今後は国・県の動向を注視し、市町間の情報交換や社会教育課との連携を取りながら、持続可能な地域移行を進めてまいります。

3点目の地域移行の課題はどのようなものがありますかということについてですが、検討委員会において学校、保護者のニーズや課題を洗い出していくこととしておりますが、考えられる課題としては、受け皿として上げられる関係団体の理解と指導人員の確保、また、指導者と学校との連携や指導者の勤務時間や報酬等の管理が課題となります。

なお、中体連の参加に関しては、既に、先日11月に文科省のほうで通知を出しましたが、中

体連への参加に関して、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところで、当然、その下部大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は必要な協力や支援を行うこととなっております。

今後の計画についてですが、先ほども申し上げましたとおり、現在、部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱を制定し、委員の選定をしており、令和7年度末の地域移行までの任期としております。第1回目の委員会を12月20日に開催し、来年の2月に2回目の開催を予定しております。それまでに児童生徒、保護者、教職員を対象にアンケートを実施し、それぞれの意向やニーズの把握を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 大変分かりやすい説明でしたが、この問題は来年の5、6、7、3年かけてつくり上げていくという方針のことなんですが、その中で外部指導員を採用されるということであれば、学校の部活動なので、一応教員免許とかなどは必要な、町独自の何か講習を受けたり、資格が必要なのか、その辺もちょっとお聞きしたいのですが、それと、外部指導員の報酬とか、政府のほうではこの前1時間1,500円を出すという方向で考えているというお言葉を、この前勉強会でお聞きしましたので、その辺もちょっと外部指導員の報酬が考えておられるのか、教員の免許、それとも町独自の何か講習を受けたり、資格を取る必要があるのか、それをお聞きします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、質問なされた2点についてを、これから検討委員会をつくって協議していくということです。恐らく教員の資格とか要らないと思います。

社会教育に、要するに部活動が移行してしまう。学校教育から切り離された状況の中でやっていきますよということなんです。

ただ、そのときに、一生懸命部活動命で頑張ってもらってる先生方もいらっしゃいますから、その取扱いをどうするかということになると、須恵町でイメージしやすいのは社会教育の構成員一人として入っていただいて、野球の顧問とか、監督とかやってもらうという流れになっていくかと思います。

私、役場にいたとき、今、議員席に座ってもらってる世利議員に、社会教育おってあって呼び止められて、お前水泳しおろうが、しおったろうが、ちょっと社会教育課へきちやりやいと、次の日からスポーツ指導員だったですか、という名目の辞令をいきなりもらって、白いジャージをもらって、次の日から須恵中のコーチに入って9年間やりました。

そのときに、途中で野球部に入ってこられたのが、藤野正剛議員が中学生として、須恵中の野

球部で入ってこられる。

ですから、昭和40年代後半に基礎固めが終わって、昭和50年代に入って、1つの方針として、社会教育を基盤に据えたまちづくりをやろうとした先進的な町です。それが消化されて、教育を基盤に据えた生涯教育の町、生涯学習が生涯教育の町に変わっていている。そういった町ですから、この部活動移行の問題については、須恵町は素養があるよということです。

あとはルールをどう決めていくのか、そうすることによって、須恵町の場合は指導員、本当に素晴らしい指導員の方々がいっぱいいらっしゃいます。

極端なことを言うと、藤野正剛議員が野球関係でされるとする、プロで学んだことうちの子もたちが学んでいって、将来のアスリートの夢につながっていく、そういった素養を持っておりますので、この問題については、須恵町は積極的に取り組みながら、社会教育が、要する何もスポーツだけじゃなくて、文化事業のほうでも、素晴らしい選手とか、書道にしても、そういった素晴らしい能力を発揮してもらえ環境をつくれる土壌がありますので、教育委員会教育長が申しあげましたように、全てにおいて、子どもたちにとって何が一番大切なのかということを見据えながら、スポーツにおいては、御存じのとおり須恵第一小学校時代にゴルフを始めて、中学校時代に中学校でチャンピオンになって、沖学園に行って、リコーカップで優勝した三ヶ島かな選手とか、出身は違いますけれども、須恵町のサッカー少年チームに行きたいというお子さんがいらっしゃって、ジュニアのユースに選ばれて、今年から、須恵町だとは言えないのはよそ町に住んでいらっしゃるからですけれども、須恵町からJリーガーを今年輩出したとか、須恵町にはそういう土壌がございますので、しっかりとした学校教育を支える社会教育の在り方というのを見据えながら、素晴らしい組織にしていきたいと思っておりますので、そのときはどうぞプロとして御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長、よろしいでしょうか。いいでしょうか。はい。

藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 大変心強い言葉だと思います。また休日の部活動の指導に望まれる先生が約30%、また指導したい先生が30%、どちらでもない先生、先生といたしますか、指導者が40%おられるそうです。

これは先ほど勉強会でちょっとお聞きしたんですが、逆に指導したいという先生には、休日手当、全く出てない状況で、やはりあの家庭を犠牲にされているわけですから、休日手当なんか出されてもいいんじゃないかと思っております。

今、須恵町のほうは剣友会とか、素晴らしい部活もありますし、なかなか須恵町としても誇りにも思っております。

また最後に、地域の子どもたちは地域で育てるという意識のした、生徒のニーズに応じた多様

で豊かな部活、地域住民にとってもよりよいスポーツ、文化芸術の環境整備をされれば、よりよいまちづくりにもなると考えております。

また、先生方の休日部活動の負担が少しでも軽減できれば、生徒の学力向上にもつながると思います。私がここで言うのはちょっとあれですが、つながるんじゃないかと思っております。

まだまだ課題はたくさんあると思いますが、これからのことですので、よりよい体制を構築していただきたいと思っておりますので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。はい、どうぞ。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

今回は翼をください2として、須恵町少年の翼事業、そして須恵町誌の続編の編さんを問う2問についてお伺いいたします。

1問目でございます。この極度の円安時代に、海外へホームステイという計画はいかがなものかとお叱りを受けそうでございますが、その背景から少し申し上げさせていただきます。

先日、議会の広報特別委員会の企画で、須恵町国際交流協会と懇談の機会がございました。記事は2月に出るものでございます。顔ぶれも大体想像がつくかと思うものです。

そこで話題になったのが、この須恵町少年の翼のことでございました。あれはよかったと、皆さん言うわけでございます。ただ私は、このとき議員になるまでよく知らなかった。議員になる前でよく知らなかったものでございます。

よかった、よかったと言うものですから、そんなによかったならまだやりたいですねということで、今回の質問になったわけでございます。

通告に戻ります。

かつて町制施行50周年記念事業として、須恵町少年の翼が行われました。町制のメモリアル事業を教育で飾るということに、教育立町を掲げる須恵町の間を感ずます。当時作成された1冊の報告書がありますが、今読んでも熱い思いが伝わってきます。それから19年の歳月が流れました。

難しい課題も多いと思いますが、再び須恵町の子もたちに翼を与える壮挙を願いたいというものでございます。

その冊子が、この須恵町少年の翼の報告書でございます。御存じの方、御存じでない方いらっしゃると思いますが、かなり丁寧に編集されて、参加した全員の子もたちの手記が載っております。大変に感動を誘うものになっております。

また、私、通告書では17年となっておりますのを、19年と訂正しております。これは懇

談の席上、17年前やったかいなというような話で、私も17年と記憶して通告書を書いたんですが、ちゃんと数えれば19年だったというものでございます。

続けてまいります。

平成15年の事業でございまして、ただいま申し上げたように、19年が経過しておるわけでございます。当時を知る人も少なくなってきました。

そこで、簡単に説明させていただきますと、平成15年7月24日から8月7日までの約2週間の間、10人の中学生と引率の3人の先生方を、オーストラリア・シドニー近郊のコリトーンハイスクールに受け入れてもらい、ホームステイを行っております。

約500万円の予算を計上し、450万円の執行であったと、大体の線でございますが、というふうに聞いております。

当時の実施要項には、事業の趣旨、目的として、こうございます。

国際化、情報化が進む中、国際社会における日本の役割は増大しつつある。近い将来身近な生活の中で、海外の人々と分け隔てなく接する機会が増え、国際的な活動が個人レベルにまで普及するものと考えられる。特に21世紀を担う若者にとっては、日本人から脱却した国際人としての自覚が必要である。国際的なコミュニケーション能力を身につけることが重要となる。町はその学習の機会として海外、英語圏におけるホームステイ事業を、中学生を対象に行うとしたものです。

今から振り返っても的確な将来予測の下に行われた事業でございます。

さらに言うならば、この予測以上にグローバル化が進んでおります。かつて周辺国と言われていた国々や発展に遅れをとっていた国々が、今や世界経済のネットワークの中で躍進しております。

今回タイトルにつけた翼をくださいは、先輩議員の過去の一般質問にあやかっていたいただいたものでございます。

国際的なコミュニケーション能力が子どもたちの翼になることは、間違いないと言えます。今はインターネットの普及によりSNSを駆使して、世界中の人たちと接触できる時代です。

しかし、直接会う以上のコミュニケーションはありません。スマホの翻訳アプリ、通訳アプリを駆使することで、語学のハードルも下がると聞いております。使える道具は使えばいいと思います。

また、このところコロナで下火になっておりますが、世界中の人たちが、日本を目指してやってくるインバウンドでございます。わざわざ海外に行かなくてもいいのではという意見もあるかと思いますが、それはそれでいいと思います。

しかし、現地に行かなければ感じないもの、味わえないものがあります。その体験が子どもた

ちを育てる効果は大きいのではないのでしょうか。

そこで何点か伺います。

(1) 当時、大成功で終わった少年の翼事業ですが、その後の学校における波及効果があったと思います。どのようなものか教えてください。

(2) また、この事業の効果として、時を超え学校などで今に息づいているものはあるのでしょうか。教えてください。

(3) 参加した子どもたちも19年がたち、青年へと成長していると思います。その後のエピソードを紹介できる範囲で教えてください。

(4) 報告書の記事を見ると、参加者は次につなげていく使命感と責任感を持って奮闘しています。1回で終わってしまった理由を、予算面以外で教えてください。既に過去の質問で、当初3年に1回の計画を、費用面で繰延べしたとの答弁がございますので、今回はそうじゃない理由を伺いたいものでございます。

(5) 今後、翼事業を行う意義はあるとお考えでしょうか。費用対効果の面ではなく、教育的見地、人材育成の面からの有用性を教えてください。これもただいま申し上げたように、費用の話になるとその話で終わってしまいますので、そういう質問でございます。

(6) すみません。通告から漏れていましたので、答えられる範囲で結構でございます。少年の翼の代案となるような翼事業が考えられるならば、これもお願いしたいと思うものでございます。

町長と教育長のお考えはいかがでしょうか。御答弁を願います。

そして、2問目でございます。須恵町誌の続編はというものです。

私、健康づくりのため時々、岳城まで登らせていただいております。別に謙譲語で言うこともないんですが、登っております。山頂に高鳥居城の石碑がございます。これ読みました。読んだところ、盛り上がらない話で恐縮でございますが、高鳥居城、何度も落城しております。

私、杉弾正の守母伝説ぐらいしか知らなかったもので、少々考えさせられました。その落城の原因は何かと、戦略なのか、戦術なのか、時代の流れなのか、民衆の離反か、かつて、かつてというか最近ですけど、失敗の本質という本がありました。最近のヒットはリバイバルになっておりますが、こういう感じで戦史に学ぶとかできないものかと思ひまして、須恵の人が須恵の歴史に学ぶということを考えた次第です。

地元のことでですから、今に生きる教訓があるのではと思ひまして、そこで須恵町誌を久々に開いて勉強しようと思ひました。正直その辺の戦史なんかは、ちょっと勉強したぐらいで分かりません。結局時の流れや多勢に無勢でそういう勢いにかかるものなのかなと思つたわけでございます。

通告に戻りますと、そういうきっかけで開いた須恵町誌ですが、議員になった当初はよく読んだものでございます。拾い読みでございますが。大きいこういった。執行部の方はよく御存じだと思います。

議員の皆さんに、先ほど聞いたら結構知らなくて、半数の方は御存じないと、古い本でございますからやむを得ないと思っております。

それと、この須恵町誌の編集後記を引用させていただきます。町制30周年を迎えるにあたり、この機を行政の一区切りとして、町の歴史をまとめることを目的に、昭和55年1月町誌編さん委員会を発足させて進めてきました。中略します。かつて我が町では昭和10年に約270ページの村勢要覧が刊行されましたが、それ以降これだけまとめられた刊行物が発刊されるのはこれが初めてであり、その意味からも、今回の町誌発刊は我が町の歴史の中に画期的な意義を持つものとなりました。

もういい仕事をした後の意気盛んな文章を感じるものでございます。やったぞという感じであります。この昭和55年は、田原利信町長が就任の翌年の1月からの編さん事業ということでございます。

それから3年かけて発刊に至り、今や39年が経過いたしました。調べますと、当時は日本が経済大国となって自信を取り戻し、全国で同様の自治体誌が編さんされたようです。一種のブームがあったのかなと思います。今読むと、図らずもこの須恵町のまた時代の栄光の記録のようにも感じるわけでございます。

この須恵町誌の特徴として、先ほども手にとりましたが、この分量が非常に多い、そしてページ数にいたしますと1,314ページございました。この厚みの中に、良質の記事が当時の須恵町の過去と現在を全て詰め込むかのように出来上がっております。関係者の情熱を非常に感じております。

そして、質問でございますが、まず、この須恵町誌をデジタルデータ化してホームページに掲載していただけないかと願うものです。広範のテーマを詳細に掘り下げていて、大変いい資料です。1つの金字塔ではないでしょうか。先人に感謝申し上げたい思いでございます。

ただ褒めておいて言うのも何ですが、重いわけです。テーブルに置くと動かしたくないぐらい重いものです。そして、またもう手に入らないわけです。持たない人は図書館で借りるしかない。持っている人に貸してもらえないわけです。そして、そういう意味からも、やはりデジタル化しての公開がありがたいなと思います。

それと、これは時の経過がありますので、少々古いわけです。何うところによりますと、今日までに新たな知見も相当に積み重なっていると聞いております。行政や社会の変化も盛り込み続編、改訂版などを編さんして、新たな須恵町を残していただきたい。そういうわけにいかないか

など思うものです。

再度、この編集後記を引用させていただきます。

この町誌がたくさんの人に愛読され、読み継がれて、町の歴史を改めて見直すとともに、新しい命が注がれて、我が町の将来の躍進に役立つ一助になれば、これにすぎるものはありません、と結ばれております。まさしく読み継がれていくためのデジタル化です。そして新しい命を注ぐ。

最後に伺いますが、須恵町誌の続編や改訂版の編さんに着手するお考えはあるでしょうか。新しい命を注ぐお考えはあるでしょうか。編さん発行はこの40年の歴史を更新し、時代の集大成になると思います。町長、教育長のお考えはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） それでは私のほうから翼をくださいについてお答え申し上げます。

平成15年に町制施行50周年記念事業の一環として、実施された須恵町少年翼事業は、グローバル時代に活躍できる国際人になるための出発点として、その資質を身につけてほしいとの願いから企画されております。

中学校の1年生から3年生の10名が参加しております。なおこの10名の内訳につきましては、67名の応募がございまして、その中から10名が抽選で選ばれておるようです。

夏休み期間中に2週間程度、オーストラリアにホームステイしております。報告書を読むと、生きた英語や文化の違いに触れ、参加した生徒には今後の人生の中で大きな糧になってくれたのだと思います。

それでは、質問の要旨に沿って御説明いたします。

当時大成功で終わった少年の翼事業ですが、その後の学校における波及効果についてですが、当時の学校に対する波及効果は記録として残っているものではありませんでした。しかし事業終了後に、参加者による報告会をアザレアホールで実施しております。生徒・保護者・一般の方に対して、それぞれの体験を共有することで、参加された方々に伝えることができたものと考えております。

次に、今に息づいてもいるものはあるでしょうかということですが、町で継続した実施が困難な状況を受け、町民自ら行動を起こすとの思いから、須恵町国際交流協会において、平成25年に須恵町国際交流活動基金が創設されております。

教育委員会といたしましても、その活動に賛同し、平成26年度から社会教育課が国際交流協会へ、活動補助金を交付しており、現在まで続けております。

その後のエピソードですが、いろいろ探しましたが、1人当時の該当者に会うことができませんでした。

当時中学2年生参加した方に話を伺いましたが、大学進学では福岡教育大学の国際共生教育

コースに進学し、在学中にドイツへの語学留学を行ったとのこと。就職は、国際関係のところではないとのことですが、個人的には外国の方との交流は現在も続いているということです。

1回で終わってしまった理由については、当時の教育長であります、東元教育長にお尋ねしましたところ、平成16年度、17年度の2度予算要求を行いました。が、財政上の面から困難であるとのこと。で実現できなかったということで、予算面以外での理由を確認できませんでした。

今後、翼事業を行う意義があるとお考えでしょうかということ、費用対効果の面以外でということですが、教育的にも人材育成の面でも、あの異国の文化や生の外国に触れることについては、大変有意義なことだと思っております。

ただし、この事業での恩恵を享受できるのは、このときも参加しておりました10名、限定的ごく少数の対象者のみとなり、教育的効果は限定的であると考えております。

そのためそれに代わるものとしては、現在町全体に教育効果が行き渡るよう、町単独で外国語指導事業事務を委託契約しており、これにより須恵町の全児童生徒が外国人の生きた英語に触れる機会を設けることができいております。小中学校の間で、英語や国際交流に関心を持つことができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 次に、総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 須恵町誌のデジタルデータ化、それからホームページの掲載の件でございます。

須恵町誌は町政施行30周年に合わせて約3年を費やして編さんされました。御存じのとおり、須恵町の歩みを主として、明治以降から昭和58年までに至る範囲で統一的・総合的に示したものでございます。

御質問の須恵町誌のデジタルデータ化でございますが、須恵町の貴重な資料でございますし、これからデジタル社会に向けて電子データとして、この須恵町誌を後世に残していくことは必要だと考えております。

須恵町誌のホームページ掲載につきましては、近隣の状況を確認してみますと、町誌をホームページに掲載している市町は見当たりませんでした。須恵町誌は町立図書館にございますので、他の蔵書と同様に必要な方はそちらで御利用いただけたらと思います。また残りは僅かですが、御希望の方は、まちづくり課で購入もできますのでよろしく願いいたします。

次に町誌の続編、改訂版ということでございますが、須恵町の歩みを今後も記録に残していくことは必要だと考えます。どこかの時点で町誌の続編を編さんする 때가来るかと思いますが、現在の須恵町誌は約100年間1世紀の歩みを記録しておりますので、次の編纂は40年といわずもっと先であろうと思います。

しかし時代ごとの資料を残していく必要がございますので、今後も町勢要覧や町制施行記念誌等を作成して、町誌編さんの材料としたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 2問目からは町長にお願いいたしますので、取りあえず、今2名の方の説明一応終わっていますので。

田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。

翼をくださいについてでございますが、記録がない等のお話は非常にもったいないなと思います。あれだけの、やっているときは壮挙に沸いたんじゃないかなと思うものです。当時。私知らないんですけど、記憶されている方は、この中に多分いらっしゃると思うんですけど、きちっと記録、冊子はできておりますけど、いろんな波及したエピソードがあったと思うんですけど、残ってないんだろうなど、時の流れの中で埋もれてしまったのは、非常に惜しいなという気持ちがございます。

そして、やれる状況ではない、いうのもまあそうだろうなど、私自身それは思います、それは。ただ、やはりこの翼事業を、もう既にその当時の熱が忘れかけられているわけでございますから、ここでひとつやはり語りたいたいという気持ちになったわけであります。

基本的に、資金面がない、予算が取れないということではありますが、それともう一つです、教育的効果は、限られた人しか行けないから限定的である、という教育長の御答弁でございましたが、それはそうです。みんなが行くわけにいかないからですね。

私、ちょっと何か勘違いしておりますして、67人ではなく、もっと少ない人数の応募だったというふうに記憶していたものですから、結構そういう、落選率が低いと思ひまして、今回のこういう形での質問にもなったわけなんですけど、それは67人中の10人というのは、なかなかの比率になりますので、いろんな考え方が必要になってくるかなと思うものです。

しかし、やはり選抜のメンバーであろうと、海外に行くと、それは、実際体験したこの報告を見ると、得難いものがあるなと私は感じるものですから、もし時が許し、様々な条件が許せば、再度取り組んでいただきたい事業ではないかなと思うものです。

お金がなくても行ける方法があります。予算500万円の枠組みですから、優先順位を上げることができれば、それは行けるわけです。どうしても、何としてもという評価が、また将来できれば行けるんだと、そういう性質の事業じゃないかなと、私は思っております。

すぐに可能かという、そういうのを期待したわけではなく、この事業の意義を確認し、希望次につなげていくことができればとの思いで、一石を投じさせていただきたいということでの質問でございました。

今回の一般質問の準備をしながら感じましたのは、子どもの成長が大人の夢にもなっていると

ということです。実は、大人にも波及している、そういうことを考えまして、改めて遠い将来になるかもしれませんが、少年の翼の再開を望むということでございます。翼をくださいと申し上げたいものがございます。

そして、須恵町誌の続編についてでございます。今、必要を感じているというふうに御答弁をいただきましたが、ホームページの掲載は例がないのではないということで、確かにあの大量のページ数になるので、なじまないのかなということを思います。

デジタルデータ化したら、それはCDかDVDかに保存するとか、そういったお考えはあるのでしょうか。もしくは防災の情報みたいに、タブレットの中に格納するとか、そういったことはできるんじゃないかと思うんですが、そういったお考えはあるのかどうか、そういうことを重ねてお伺いしたいと思います。

続編改訂版は40年といわず、もっと先と、100年といいますが、戦史時代からこの須恵町誌ありまして、ある意味須恵町の名前がいつ最初に使われたかというような、遠い昔のところから扱っていますので、次に続編つくるとしたら、この分量、この厚さは必要なだろうと、あくまでこの40年の続編ができればいいんじゃないかと、それこそ先人に対抗して、同じような厚みを求めるものでもないわけです。

いろいろ計画して考えて検討いただきたいなと思うものです。

この須恵町誌を監修されました、九州大学文学部教授の川添先生が監修の言葉を寄せておられます。

いわく、自分の住んでいる町の歴史が明らかになれば、その町に来ていることの意味がはっきりし、日々の営みは内容豊かなものになります。同時にその町としてはどういうまちづくりをしていったらよいかを考える、確かな指針が得られます。町の歴史が明らかになることの意義は、町と町の住民にとって、誠に大きいと言わねばなりません、とございます。

これ続編となれば40年で、改定すべき部分があれば、またちょっと違う取組になるのかのかもしれませんが、後世に何を残すのかというもので、お金を残す、建物を残す、人を残す、制度、システムを残し文化を残す、様々残すものはございますが、全部大事だと思います。

全部大事なのですが、私は学問を残す、学術を残す、そしてその残した上で、それを学ぶことが、永遠性につながるのではないかという思いでおります。

大げさな話でございますが、かつての名君、名宰相は学問を残しております。私は須恵町、期待しております。何らかの形で取組を始めていただけたらと思うものがございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 海外派遣の翼をくださいというのは、中嶋町長時代に合屋伸好議員がなさ

っています。そして、議事録見てたら、私の教育長時代に、合屋伸好議員の一般質問についてお答えしています。

広く、やっぱり見らんといかん。要するに画像で見るとかじゃなくて、そこに行って空気を吸いながら現地の人と接してというのは、非常に大切なことだと思います。

財政面もあるんですけども、私は、教育長時代に思ったのは、10名という限られた生徒、選ばれた、この子たちから漏れた中にも熱望した子どもたちいるんです。

そういったことを考えると、僅か10名に機会を与えるというのは、私、教育長時代に思ったのは、教育長としての見解としては、それは違うと。

ですから、財政面もあったんですけども、もっといい方法がないかなと、確かに当時は、東教育長は英語圏でとおっしゃったんですけども、とてもじゃないけども、須恵中学校と東中学校の生徒合わせると約400人近くいるわけです。

全員をじゃあ英語圏にやるというのは、とんでもない事業になってくるわけです。そのことを考えたときに、歴史を学ぶ隣国からということで、修学旅行において、須恵中学校と東中学校の校長に、韓国のほうに2泊3日程度で、ジェットビートルに乗って、行って向こうの訪問先の学校と交流やって、歴史的ないろんな違いはあるやろうけども、そういった若者たち、未来を担う中学生同士が語り合って、隣国は大切にしていかないかんということで、何とかできんかということで検討させたことあるんです。

たまたま、国際環境の中で、韓国の方が一方的にまた日本嫌いだと言い出して、これも実現できなかったというのが実情です。

だから、もしこれやるのであれば、修学旅行費は積み立てていただいているんですけども、それに対して若干の補助は出した上で、やはり隣国の歴史を学ぶ中で、まずは隣国とパートナーシップ取るべきだろうと、海越えて全く違う英語圏に行ってもよかったと、そこに行きたいと思うのは個人の勝手です。でも日本人として生きていくためには、隣国との付き合いは大切なんです。

だからその思いを今でも持っています。ですから近い将来、これを、翼をくださいあるいは船になるかもしれません。やるとしたら韓国とか、近隣で異文化を学ぶ中で友達をつくって、やはり違う文化で育った子どもたちと接することによって、自分の人格を広めていくというのは大切だろうと思う。

だから、僅か10名に対する、これに対して、当時はすばらしい画期的な試みだと思いますけども、私は漏れたお子さん方、家庭環境において、この当時3万円の負担金取っています。それも払えずに応募もしなかった子どもたちの中に、才能を持った子どもたちがいないとは限りません。

そうすると、私の気持ちとしては、均等に何らかの形で行政というのは手を差し伸べるべきだろうと思います。ですからこの翼をくださいになるのか、船になるか分かりませんが、時期が来れば修学旅行として、やれるときが来るんじゃないかなと思って、私は今でも夢を描いておりますので、この件はそれで終わらせていただきたいかなと思います。

それと、町誌編さんにつきましては、これ出来上がったのは確か昭和57年で、私58年に九大の教授とちょっと知り合って、平松さん、あんたんとこ、なんか物すごい町誌でつくったらしいなど、見せてくれて、素晴らしかったです。返されませんでした。取り上げられてしまう。それくらい須恵町の町誌というのは、今見ても重厚で中身が、要は須恵町の歴史になっていますけれども、弥生時代とか、ずっと日本の歴史を語っています。その中で須恵町の歴史がある。非常に重みのあるすばらしい町誌になっています。確かに100年の重みに感じることができます。

ですから、次の町誌編さんをするときは、今ある町誌については別、残して、後世に、閲覧については図書館に行けば、パソコンで拾い上げて見られるよというようなシステムにしていきたいと思いますけれども、これは新たに改訂してつくとすると、とてもじゃないけど追いつかない。すばらしい書物です。

ですからやるとしたら、次の50年を語るとかいう形になってくるかと思います。要するに第1編、第2編の中で、近歴史誌、町誌50年とか、だからそういったことになっていくんでしょうから、来年70周年を迎えるんですけども、ちょっと区切りがあって40年なんです。だから将来その50年に向かって、50年以上つくったほうがいいのかどうかというのは、検討させていただきます。

ただ情報量としては、さっき総務課長が言ったように、いろんなものを見ていただくと、この50年間の歩みというのは、その百年史をひもとくよりも、詳しく見ることができます。ただ1冊の本にはなっていないということでもあります。

近い将来、第2編をつくらざるを得ない環境が出てきたときにやりたいなど、それは10年後なのか、100年後なのか、50年後なのかは分かりませんが、そういった形で須恵町のすばらしい歴史というのは、後世に伝えていくべきだろうとは思っています。

ですから、この町誌編さんについては、今ではない。ただしきちんとそれについては今後の役場の後輩とか、私の次の人たちがきちんとそのあたりを捉えて、つくっていただければと思っておりますので、非常に大切な資料でございますから、データ化して、皆さん見れるように、図書館でも見れるように、あそこにいられて町誌編さん、そうすると子どもたちも、自分で何か使うときに、それ引っ張り出したら出てくるよというような形でやりたいなどと思っておりますので、両方ともそういったことで御理解いただけたらと思っております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 希望に満ちた御答弁でございました。

韓国、別に私も英語圏にこだわっているというわけではございません。前回はそうだったという事です。そしてそれは行けるものなら、国際的なスタンダードである英語圏というのは、それはよかろうと思った分でございますが、町長のおっしゃる隣国の歴史、または隣国との交流が大事であるというのは、それは私も大賛成です。

環境を整えば、ぜひとも取り組んでいただきたいものでございます。もうちょっとですねあの円安が収束しないと、なかなか海外には行きづらいかと思っておりますが、いろいろ研究を進めていただきたいと思えます。

そして、須恵町誌ですが、デジタル化の部分だけでも、私はもう大変喜びでございます。これ本当に重いんです。コピーするのも大変で、私は必要な箇所を写メで撮って、そしてコピーして使いました。まあ使う分には困りはしないんでいいんですけど、なかなか今となっては貴重品でもあるし、すごい値打ちがあるんですけど、使いにくいわけでございますから、デジタル化だけでも私は大歓迎でございます。

その上で、100年後になるかどうか知りませんが、町長の御存命中に、第2弾の続編をぜひとも編さんしていただきたいなという希望を、町長、だから長生きしてください。楽しみにしておる次第でございます。

もうお昼が近づいておりますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。お疲れさまでした。御清聴ありがとうございます。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を集結します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後1時10分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は12月9日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時00分散会

議事日程(第3号)

令和4年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第60号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第61号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第63号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 6 議案第64号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第67号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第68号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第69号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第70号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第71号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第72号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第72号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第60号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第61号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関

する条例の一部を改正する条例

- 日程第 5 議案第 6 3 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 7 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 6 8 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 6 9 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 7 0 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 7 1 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 7 2 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 7 2 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 17 議員の派遣について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（0名）

なし

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 課 長 補 佐	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舛 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	欠 席	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今日が今年最後の本会議となりました。この第4回定例会におきまして上程されました議案を各委員会で審議されておるとお思いますので、今日はその採決をするところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

ここで、黒川総務課参事より、本日の会議について欠席の届がっておりますので、御報告いたします。

次に、本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。今回提出された追加議案は、補正予算1件でございます。付託議案を採決後、追加議案について提案理由を説明し、予算審査特別委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第64号から議案第65号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員会の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方公務員法の改正等に伴い、関係する条例を整備する必要性が生じたため提案するものです。

今回の条例は、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、関連する9つの条

例の改正と1つの条例を廃止するものです。

2ページから6ページに条文を記載しております。

第1条から第9条までが、それぞれ改正する条例に対応しています。そして第10条は、廃止される条例に対応しております。

改正の主な内容は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は、給料の水準を60歳時点の7割とすること、管理監督職、勤務上限年齢制、いわゆる役職定年について、6級及び5級の職員の降任先として、4級の職務に新たに指導官の職を追加すること。

定年前、再任用短時間勤務職員の規定を追加すること、再任用制度が廃止されることに伴い、須恵町職員の再任用に関する条例を廃止すること。

地方公務員法の一部改正に伴い、条項ずれが生じる箇所を整備するなどございます。

7ページの附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、65歳定年が完成するまでの間、いわゆる定年の段階的引上げ期間中の暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員についての定義、給与に関する経過措置などを定めています。この部分は7ページ、第3条から8ページ、第5条までに記載しております。

質疑として、役職定年後、給与が下がった状態で退職した場合の退職金はどうなるものかというものがございました。回答として、この場合は給与額が一番高かったときが基準となるというものでした。

続きまして、民間の流れと違うようだが、どうなのかという質疑がございました。回答として、条例は地方公務員法を受けての改正なので、違う分もあるでしょうというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につい

てを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

この条例は、地方公務員法第26条の3、高齢者部分休業の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、高齢者部分休業の承認、条例で定める年齢、高齢者部分休業取得中の給与の減額承認の取消し、休業時間の短縮、休業時間の延長など、必要な事項を定めるものでございます。

第1条に趣旨、第2条に高齢者部分休業、第3条、高齢者部分休業取得中の給与、第4条、承認の取消し、または休業時間の短縮、第5条、休業時間の延長、第6条、委任の各条文となっております。

附則第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

附則第2項では、この条例が制定されることにより、須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第4条第3項に高齢者部分休業を承認した時間について、任期を定めた短時間勤務職員を採用できる規定を追加するものでございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方公務員法の改正等に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

大幅な改正でございますので、条文が増えております。それにより章立てをしております。各章に改正項目が対応しておりますが、全てを追いかけると大変複雑でございますので、要点を絞っての報告でございます。

今回の条例改正の主な内容は、職員の定年年齢を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳とする規定の改正、主に第2章に記載しております。

管理監督職、勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の新設により、60歳を超える職員は、非管理監督職、4級へ降任する規定の整理、これは主に第3章でございます。

60歳以後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制の規定の整備、主に第4章でございます。

翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認制度に関する規定の整備、これは附則の経過措置ですが、制度が名称や選択肢など複雑になるので存在するといえます。丁寧に進めるための規定でございます。

さらに附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、勤務延長に関する事、定年退職者等の再任用に関する事などの経過措置についても規定しております。

質疑として、役職定年制の特例任用のとき、給与額が維持される理由を問うものがありました。回答として、管理職が続いている間、給与は変わらないというものでございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

公職選挙法施行令の改正に準じて、選挙公営に要する選挙運動用自動車の借入れについては、1日当たりの限度額を1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車の燃料については、1日当たりの限度額を7,560円から7,700円に、選挙運動用ビラの作成については、1枚当たりの作成単価は上限を7円51銭から7円73銭に、選挙運動用ポスターの作成については、1枚当たりの上限金額を9,935円から1万125円に上げを行うものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

文教厚生委員会と合同により連合審査会を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、住民の代表者としての議会議員について、議会力向上を図るための議員報酬の見

直し及び特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページをお願いします。新旧対照表で御説明します。

第1条関係です。今年度の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、期末手当基礎額に乗じる率を100分の162.5から100分の167.5に改正し、令和4年度の12月の期末手当に適用します。

4ページをお願いします。

第2条関係です。こちらは来年度に適用される支給月数です。

第1条関係では、12月に支給する期末手当で0.05月分引き上げております。来年度は6月と12月の期末手当分を合わせて0.05月引き上げることにするため、第1条関係で0.05月引き上げたものを0.025月分減らして、6月と12月の期末手当それぞれを100分の165とするものです。

5ページをお願いします。

第3条関係、議員報酬の見直しについてです。

議会議員は、住民の代表者として年齢や性別は問わず、多種多様な方々が立候補する中で、より優秀な人材を確保し、監視機能、立法機能及び町の意思決定機関として議会力向上を図るためには、議員活動に専念して生活できる環境を整備することが必要であるとのことから、去る10月24日に町長が須恵町特別職報酬等審議会に議員報酬改定の是非について諮問をされました。

審議会の審議結果でございますが、要点を申し上げます。

議員定数については、議会においてこれまでに平成7年に18から16人、平成19年に16から14人、さらに令和4年3月に、議会において14から13に削減するという自ら身を削る改革を実践しているが、平成12年からは議員報酬の引上げを一度も行っていないこと、議員一人一人に求められる役割・責任は大きくなっており、それに見合う議員報酬の額とすることは考えていく必要があり、また、議員の成り手不足がこれから深刻となる中、議員報酬については、より優秀な人材を確保し、議員活動を保障する十分な額とする必要があること。

以上のことから、議員報酬の引上げは妥当であると判断されました。

議員報酬の改定額については、町の大きな財政負担とならないよう、改定の総額は、次期改選から議員定数が1名減になることによる費用削減効果額程度、およそ540万円程度になるよう、議長、副議長、委員長、議員の報酬月額は9.47%の増額という答申内容でございました。つまり、報酬増が経費の増大にならないよう配慮したものになっております。

この答申に基づきまして、月額報酬を、議長34万6,000円から37万9,000円に、副

議長 28万3,000円から31万円に、常任委員長 27万1,000円から29万7,000円に、議会運営委員長 27万1,000円から29万7,000円に、議員 26万4,000円から28万9,000円に改定するものです。

2ページにお戻りください。附則でございませう。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしていませう。

ただし第2条の規定で、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは令和5年4月1日からとし、議員報酬の見直しについては改選後の令和5年5月1日からとしていませう。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は令和4年12月1日から適用するとしていませう。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしていませう。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としておひませう。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

文教厚生委員会と合同により連合審査会を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第63号について討論に入ります。討論はありませうか。——討論なしと認めませう。よって議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願ひませう。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第64号

日程第7. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上、2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めませう。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴ひ、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。第1条関係です。

先ほど御説明いたしました議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正条例と同様の内容です。今年度の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、期末手当基礎額に乗じる率を100分の162.5から100分の167.5に改正し、12月の期末手当に適用します。

4ページをお願いします。第2条関係です。こちらは、来年度に適用される支給月数です。

第1条関係では、12月に支給する期末手当で0.05月分引き上げておりますので来年度は6月と12月の期末手当分を0.025月分減らして、6月と12月の期末手当それぞれを100分の165とするものです。

2ページにお戻りいただきまして、附則です。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは、令和5年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は、令和4年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、令和4年8月8日の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表で御説明いたします。5ページをお願いします。

今回は勤勉手当の改正です。

第20条第2項第1号について、職員の勤勉手当に関するものでございます。勤勉手当を算出する際に、勤勉手当基礎額に乗じる割合を年間0.1月引き上げるため、今年度は12月で調整しようとするものです。

第2号の規定は、再任用職員の勤勉手当に関する規定です。年間0.05月引き上げるため、同じく今年度は12月で調整しようとするものです。

給料表につきましては、3ページ及び4ページのとおりに改正いたします。

ちなみに、大卒の初任給が3,000円、高卒の初任給が4,000円程度引き上げ、若手職員に重点を置いた給料月額を平均0.3%引き上げる給料表の改定になっています。

続いて、6ページ、第2条関係でございまして。

第20条第1号、職員の勤勉手当について、先ほどの第1条で勤勉手当0.1月分の引上げを、令和4年度は12月で調整したため、令和5年度以降は6月と12月で平準化するものでございます。

第1条関係で、12月に0.1月分引き上げていましたので、0.05月分引き下げた100分の100を、6月及び12月の勤勉手当基礎額に乗じる率とします。

第2号再任用職員の勤勉手当についても職員と同様、令和5年度以降は6月と12月で平準化するため、100分の47.5に改めるものです。

2ページにお戻りいただいて、附則です。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定、勤勉手当の支給率を、職員は100分の100、再任用職員は100分の47.5とするのは、令和5年4月1日からとします。

第2項で、第1条の規定、勤勉手当の支給率を12月に支給する場合は、100分の105、再任用職員は100分の50とするのは、令和4年4月1日から施行するとしています。同じく新しい給料表の適用も、令和4年4月1日からとします。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第64号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 6 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 6 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 6 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、自治体業務の多様化とともに、より一層の専門性の向上が求められている監査委員に対し報酬の見直しを図り、その職務にふさわしいものとするため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いします。

改正の内容ですが、現行、識見を有する監査委員の報酬、年額 4 0 万円を年額 5 0 万円に改めるものです。

附則で、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第 6 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 6 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 6 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 6 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 6 7 号令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。1 4 番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 6 7 号令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書 1 ページをお願いします。

令和 4 年度須恵町の一般会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4, 1 7 5 万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,966万5,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

債務負担行為の補正第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略をいたします。

質疑として、歳出において、2款総務費で個人番号カード交付状況についての質疑があり、令和4年度発行件数2,739件、交付率は、令和3年度末、3月31日で56%でしたが、現在65.2%となっていますとの答弁がありました。

10款教育費で、中学校における特別支援学級の増加クラス数についての質疑に、須恵中学校2クラス、須恵東中学校2クラスの増加となっていますとの答弁がありました。

全国大会出場補助金についての質疑では、補助金の対象は高校生以下で、1人2万円、1団体10万円が限度です。10月末現在で37人に対し74万円の補助金を交付しております。対象のスポーツは、柔道、剣道、卓球、バレーボール、ハンドボール、なぎなたなどですとの答弁がありました。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第67号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第67号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,932万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,088万5,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページを開きください。

歳入です。

5款1項他会計繰入金1,932万5,000円の増額補正は、決算見込みによる給与費等繰入金を増額と令和3年度普通交付金及び特別交付金の精算に伴うその他一般会計繰入金を増額によるものです。

続いて、歳出です。

8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費4万5,000円の増額補正は、決算見込みによる需用費と委託料の増額です。

3款4項過年度納付金分10万8,000円の増額補正は、令和3年度の退職被保険者の国民健康保険事業費納付金の精算による不足分の追加納付金です。

6款2項特定健康診査等事業費21万円の増額補正は、決算見込みによる役務費と委託料の増額です。

8款1項償還金及び還付加算金1,896万2,000円の増額補正は、令和3年度普通交付金と特別交付金の過大交付分による増額です。

質疑として、特定健康診査未受診者医療情報収集委託料が増加している理由とはとの質疑に、特定健診を受診していない被保険者について被保険者が治療中の医療機関が保有する血液検査等の検査結果情報を被保険者の同意を得て国保連合会を通じて収集することで、被保険者の健康状態を把握することができる。それにより特定健診の受診勧奨につなげていく。予想以上に情報収集できたため、今回委託料を増額補正させていただくとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出予算書の1ページをお開いてください。

令和4年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億989万9,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページを開きください。

歳入です。

3款1項他会計繰入金10万1,000円の減額補正は、職員人件費の決算見込みにより一般会計からの人件費分の事務費繰入金を減額するものです。

続いて、歳出です。

8ページ、9ページをお願いします。

1款1項総務管理費10万1,000円の減額補正は、職員人件費の決算見込みによる減額です。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第69号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,017万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,483万円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。

5款1項他会計繰入金1,017万円の減額補正です。これは、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費103万円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費914万円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。

よって、議案第70号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正については、実施計画内訳書にて説明いたします。

第3条で、第5条に債務負担行を加えるとしております。

債務負担行、事項、検針業務委託、期間、令和5年度から9年度まで、限度額7,090万円。事項、自動車損害保険料、期間、令和5年度、限度額19万円。検針業務委託については、これまでの個人契約から民間委託へ移行するためとの説明がございました。

2ページ、3ページをお願いします。

実施計画内訳書、収益的収入及び支出でございます。

支出です。

第1款水道事業費、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額22万円の減額補正です。これは、人事異動に伴う手当及び法定福利費の減額です。

同じく、第2目配水及び給水費、補正額20万4,000円の増額補正です。これも、業務量増に伴う手当及び法定福利費の増額です。

同じく、第4目総係費、補正額271万5,000円の減額補正です。これは、人事異動に伴う給料手当の減額及び法定福利費の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第71号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,740万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億706万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

9款1項地方特例交付金は612万1,000円の増加補正、14款2項国庫補助金は、出産・子育て応援事業費国庫補助金で2,562万6,000円の増額補正、15款2項県補助金は、出産・子育て応援事業費県補助金で565万6,000円を増額補正しております。

続いて、3ページ、歳出でございます。

4款1項保健衛生費は、母子保健事業で、出産・子育て応援事業費給付金関連で3,693万9,000円の増加補正、13款1項予備費は46万4,000円の増額補正です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第72号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。

これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を予算審査特別委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時30分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり、追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し議題とします。

日程第15. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程15、議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第

5号)について予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,740万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億706万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略をいたします。

質疑として、出産・子育て応援事業給付金についての質疑があり、妊娠を届け母子手帳を交付後、現金にて5万円、出生届後5万円が給付される予定で、75人を予定しています。国からの説明会が12月中旬となるため、詳しい内容については要綱が出てからとなりますとの答弁がありました。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第72号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第72号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。

よって、議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算(第5号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(松山 力弥) 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮ります。

議会運営委員会より議会運営及び議会の個人情報保護に関する条例の作成について、総務建設産業委員会より県道筑紫野古賀線道路拡幅工事の進捗及び計画について、文教厚生委員会より須恵町の史跡・文化財(第三小学校区)について、広報特別委員会より議会広報の編集について、

以上各委員会申出のとおり閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査することに決定しました。

日程第17. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここで、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、

11時50分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。令和4年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時37分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山力弥

署名議員 11番 田ノ上真

署名議員 12番 田原重美